

草 加 市 地 域 防 災 計 画

(風水害対策編)

(事故対策編)

(資 料 集)

平成21年2月

草 加 市 防 災 会 議

草加市地域防災計画(風水害対策編・事故対策編)目次

	ページ
第1編 総 則	1
第1節 目 的	1
第1 計画の目的	1
第2 計画の策定・修正	1
第3 計画の位置付け	1
第4 計画の習熟	2
第5 計画の用語	2
第2節 草加市の現況	3
第1 位置と面積	3
第2 地形	3
第3 気象	4
第4 都市条件	4
第3節 被害の想定	6
第1 被害を想定する目的等	6
第2 草加市にかかわる水害	6
第3 目標フレーム	15
第4 応急対策活動区分	16
第4節 防災関係機関の業務の大綱	17
第5節 市民及び事業所等の役割	24
第1 市民の果たす役割	24
第2 自主防災組織の果たす役割	25
第3 事業所の果たす役割	26
第6節 事業継続計画の推進	27
第1 草加市の事業継続計画の整備	27
第2 事業所の事業継続計画の推進	27

第2編 風水害対策編 28

第1章 風水害予防計画 28

第1節 災害に強い都市環境の整備 29

第1 水害予防対策 30

1 総合治水対策の推進 30

2 河川施設の整備 30

3 雨水流出抑制対策 31

4 地盤沈下対策 32

5 水防用資機材の整備 32

6 河川水位状況の監視 32

第2 都市施設の安全化 33

1 建築物の安全化 33

2 道路施設の安全化 33

3 鉄道施設の安全化 33

4 ライフライン施設の安全化 33

5 危険物施設等の安全対策 34

第3 防災拠点の整備 35

1 防災拠点施設の整備 35

2 避難所・避難地の整備 37

3 避難路の整備 40

第2節 災害に強い防災体制の整備 41

第1 災害活動体制の整備 42

1 活動マニュアルの整備 42

2 職員訓練の充実 42

3 応援協力体制の整備 43

第2 災害情報収集伝達体制の整備 45

1 防災関係機関との災害情報連絡体制の整備 45

2 気象、河川情報、被害情報等収集体制の整備 45

3 災害情報の市民への伝達体制の整備 46

4 通信設備の整備 46

第3 非常用物資の備蓄 48

1 食料供給体制の整備 48

2 給水体制の整備 49

3 生活必需品供給体制の整備 50

4 応急活動用資機材の整備 51

第4 救急・救助体制の整備 52

1 救急・救助体制の充実 52

第5 災害時医療体制の整備 54

1 医療体制の整備 54

2 医薬品等の確保 56

第6	緊急輸送体制の整備	57
1	緊急輸送道路の指定	57
2	緊急輸送車両の確保	60
3	臨時ヘリポートの確保	61
第7	応急仮設住宅対策	62
1	応急仮設住宅用地の確保	62
2	応急仮設住宅用資機材の確保	62
第3節	市民の協力による防災対策	63
第1	防災意識の高揚	64
1	啓発運動の推進	64
2	防災教育の推進	64
第2	防災訓練の充実	66
1	防災訓練の種類	66
2	水防訓練	66
第3	自主防災組織等の育成・強化	67
1	地域の自主防災組織の育成	67
2	事業所等の自主防災組織の育成	68
第4	災害時要援護者の安全確保	69
1	在宅の災害時要援護者への安全対策	69
2	社会福祉施設等の災害時要援護者への安全対策	70
3	外国籍市民等への安全対策	71
第5	ボランティアとの連携	72
1	受入体制の整備	72
2	各種関係団体との協力体制の整備	72
3	ボランティアとの連携	72
4	ボランティア活動への支援体制の強化	73
5	県災害ボランティア登録制度の周知	73
第4節	調査研究	74
第1	被害想定に関する調査研究	75
第2	風水害対策に関する調査研究	75
第3	調査研究成果の提供	75

	第2章 風水害応急対策計画	76
第1節	応急対策活動の基本方針	77
	第1 活動の目標	78
	第2 応急対策活動の区分	78
	第3 体制の種類と発令基準等	79
	第4 水防本部	81
	第5 災害対策本部	83
	第6 動員計画	94
第2節	事前措置期の活動	98
	第1 災害情報の収集及び伝達	99
	第2 水防本部の設置及び運営	103
	第3 児童・生徒の安全確保	104
	第4 避難所の設置	105
第3節	水防活動期の活動	109
第4節	内水氾濫対応期の活動	110
	第1 重要事項の決定	111
	第2 災害対策本部の設置及び運営	112
	第3 住民避難	114
	第4 被害の報告	121
	第5 交通規制	123
	第6 広報広聴活動	126
第5節	外水氾濫対応期の活動	129
	第1 広域避難	130
	第2 救助	132
	第3 医療・救護	134
	第4 自衛隊災害派遣要請	136
	第5 広域応援要請・受入れ	139
第6節	氾濫水滞留期の活動	142
	第1 食料供給体制の確立	143
	第2 生活必需品供給体制の確立	146
	第3 給水体制の確立	148
	第4 緊急輸送体制の確立	150
	第5 遺体の搜索、処理及び埋・火葬	153
	第6 災害救助法の適用	156
	第7 動物愛護	160
	第8 防犯対策	161
第7節	水引後対応期の活動	162
	第1 障害物の除去	163
	第2 清掃	164
	第3 災害廃棄物等の処理	168
	第4 防疫活動	170
	第5 避難所における衛生管理	172
	第6 ボランティアの要請、受入れ	173
	第7 応急住宅対策	175
	第8 被災住宅の応急修理	177
	第9 文教対策	178

第3章	災害復旧復興計画	182
第1節	生活安定のための措置	183
	第1 災害市民相談	184
	第2 被災者の生活確保	189
	第3 農業・中小企業への支援	196
	第4 住宅の建設等	198
第2節	公共施設等の復旧	199
	第1 公共土木施設等の復旧計画	200
	第2 都市施設の復旧計画	202
第3節	激甚災害に関する調査及び指定の促進	203
	第1 激甚災害の指定	204
	第2 特別財政援助額の交付手続等	206
第4節	災害復興の基本方針	207
	第1 基本方針	207

第3編 事故災害対策編 209

第1節	大規模火災対策計画	209
第1	大規模火災予防	210
第2	大規模火災対策	214
第2節	危険物等災害対策計画	216
第1	危険物等災害予防	217
第2	危険物災害応急対策	219
第3	高圧ガス災害応急対策	219
第4	火薬類災害応急対策	220
第5	毒物・劇物災害応急対策	220
第6	サリン等による人身被害対策	220
第3節	放射性物質事故災害対策計画	222
第1	放射性物質事故災害予防	223
第2	放射性物質事故災害応急対策	224
第4節	道路災害対策計画	228
第1	道路災害予防	229
第2	道路災害応急対策	231
第5節	鉄道災害対策計画	233
第1	鉄道事故対策	233
第6節	航空災害対策計画	234
第1	活動体制	234
第2	応急措置	234
第7節	雪害予防計画	235
第1	雪害予防対策	235
第8節	文化財災害対策計画	236
第1	文化財災害対策	236
第9節	大規模感染症対策計画	237
第1	大規模感染症予防	238
第2	大規模感染症応急対策	240

第4編 資 料 集 242

水1－1	埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領 (平成17年4月1日 施行)	242
水2－1	水害時消毒協定(埼玉県害虫防除事業協同組合)	246
水2－2	水害時消毒協定(草加市造園業協力会)	248
水2－3	水害時消毒協定(草加市農業青年会議所)	250
水2－4	水害時消毒協定((株)三共消毒大宮営業所)	252
水3－1	地下街等及び特に防災上の配慮を要する者が利用す る施設一覧	254

第 1 編

総 則

第1編 総 則

第1節 目 的

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定により、草加市に係る風水害及び事故災害について、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の計画を定めたものである。市及び防災関係機関がその全機能を有効に発揮して、総合的かつ計画的な対策を推進することにより、市民の積極的な協力の下、災害による被害を軽減して、市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

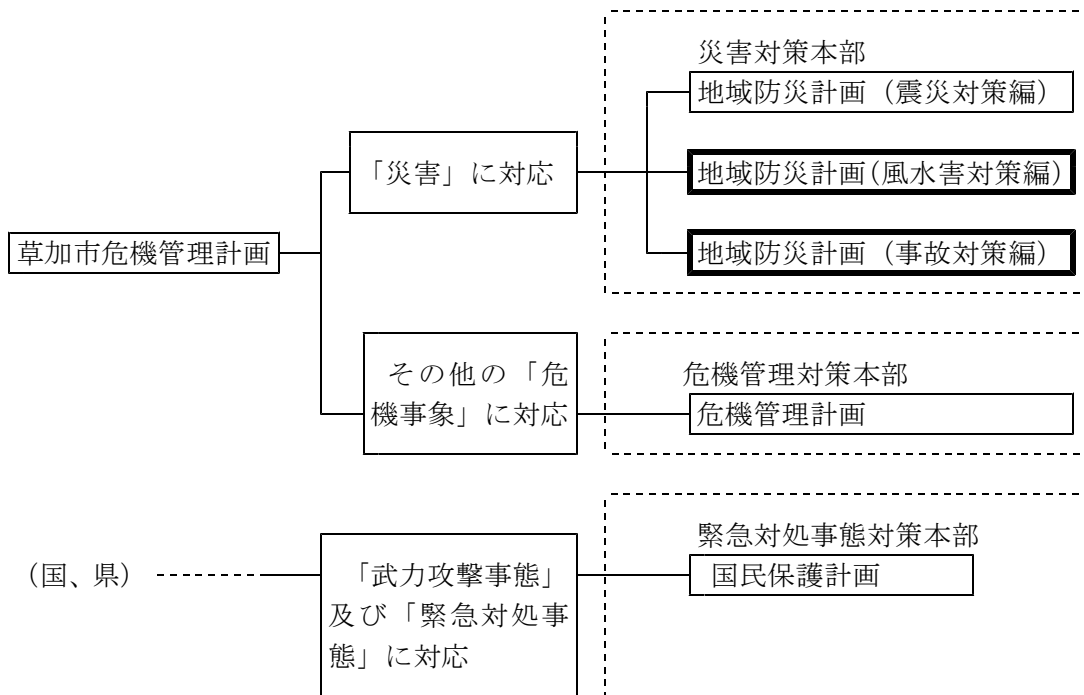
第2 計画の策定・修正

市は防災会議を設置し、県地域防災計画を踏まえ、地域防災計画を策定する。また、防災会議は地域防災計画に毎年検討を加え、必要に応じて修正を行う。

また、この計画に基づく防災対策の推進に当たって必要と認められる細部事項については、別に定めるものとする。

第3 計画の位置付け

市の各種の危機への対応は国民保護対応を除き、危機管理計画をもって統括する。諸計画の構成と内容は次のとおりである。



本市が遭遇するであろう主な災害として、震災、風水害、大規模火災、危険物等災害、放射性危険物事故災害、道路災害、鉄道災害、航空災害、雪害、文化財災害及び大規模感染症を、本市地域防災計画の対象とする災害に選定する。地震及びこれに付随する災害は震災対策編にまとめる。風水害及びこれに付随する災害は風水害編にまとめる。その他の災害で単独で生じるものについて、事故対策編に、各災害ごとにまとめる。

なお、大規模感染症については、一般に防災に区分されていないが、市における対策の内容は、防災に準ずることから、事故対策編に加える。

第4 計画の習熟

市及び各防災機関は本計画の趣旨を理解し、常に防災に関する調査研究及び教育、訓練を実施して本計画の習熟に努めるとともに、広く市民に対し周知徹底を図り、災害による被害の軽減を目指すものとする。

第5 計画の用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 市	草加市
2 市防災計画（風水害・事故）	草加市地域防災計画（風水害・事故対策編）
3 災対本部	草加市災害対策本部
4 対策部	草加市災害対策本部の対策部
5 本部条例	草加市災害対策本部条例
6 災対法	災害対策基本法
7 救助法	災害救助法
8 県	埼玉県

※ 掲載資料 凡例

【資料】

震〇〇-〇〇	――	震災対策編（資料集）	掲載資料
水〇〇-〇〇	――	本編（資料集）	掲載資料

第2節 草加市の現況

第1 位置と面積

本市は、埼玉県東南部の南端に位置し、北緯35度49.5分、東経139度48.3分（市役所）にあり、川口市、越谷市、吉川市、三郷市、八潮市及び東京都足立区の5市1区に隣接している。本市の面積は27.42km²であり、東西7.3km、南北7.6kmである。

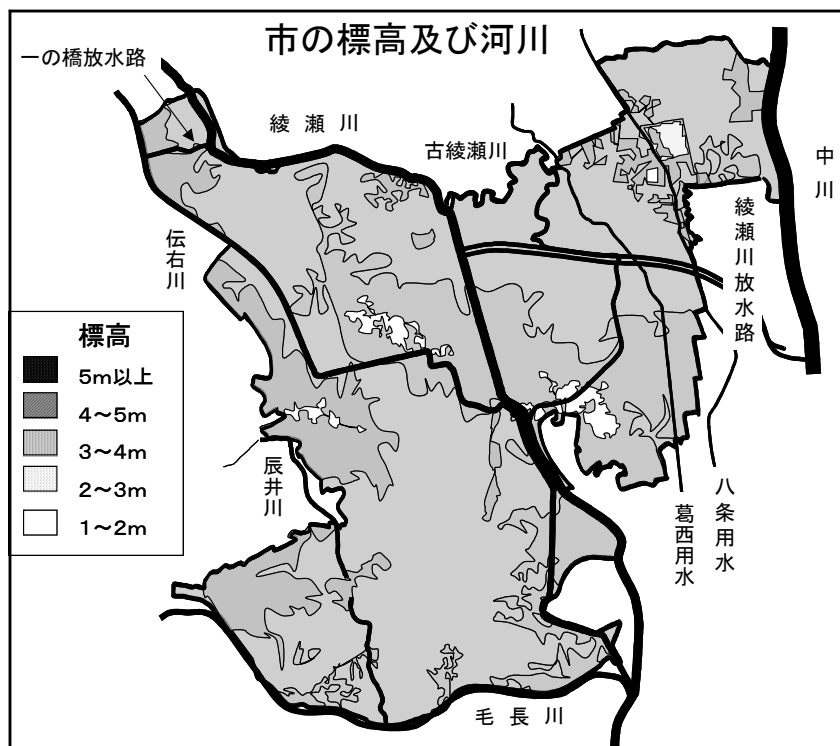
第2 地形

本市は、安行台地と下総台地に挟まれ、極めて低平な沖積平野である中川低地の中に位置しており、市域の大半は平坦な地形をなしている。

1 標高

市の標高はおおむね約2～5m未満である。

市の西側は安行台地の裾で標高4～5mの比較的高地が張りだし、一方で標高2～3mの低高度地域が市の北西部から東南東に広がる。



2 河川

主要河川は、市の東側に中川が、また、市の北西部の境界を東流してから方向を南東に転換して市の中央を貫く綾瀬川がそれぞれ南流している。その他、綾瀬川の南西側にほぼ並行して伝右川が流れ、市の南側の都県境には毛長川が東流している。また、綾瀬川放水路がおおむね国道298号に沿って綾瀬川と中川をつなぐ。

河川はいずれも、東京湾の潮汐に影響される感潮河川である。

第3 気象

本市は関東平野の代表的な気候区に属し、冬期は北西風が卓越して乾燥し、夏期は南東風で高温多湿である。

平成16年から平成19年の4年間における、本市の月間気象状況は下表のとおりである。

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
気温 (度)	最高値	15	19	21	27	30	33	36	37	34	28	23	18
	平均値	5	6	9	14	18	22	25	27	24	18	13	7
	最低値	-2	-2	0	3	9	15	18	20	16	9	3	0
風 (m/s)	風速	2	2	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2
	最多 風向	西北 西	西北 西	北西	西北 西	東北 東	南南 東	南東	南南 東	南東	北西	西北 西	西北 西
降雨 (mm)	最高値	101	100	107	119	138	136	207	213	240	706	111	203
	平均値	48	54	78	87	117	116	156	121	191	324	68	83
	最低値	5	13	64	60	97	101	35	47	125	115	28	1

(資料源：「草加市統計書」H16～H19)

第4 都市条件

1 概要

本市の中心部は江戸期から日光道中の宿場町として栄えていた。市域全般は農業中心であったが、第二次世界大戦前後は工業化が進み、昭和30年代以降は東京隣接という立地条件により、生活都市として急速に発展した。

2 土地利用及び産業

市の全域が都市計画地域とされており、うち約90%が市街化区域で、残り10%が農地、山林等の市街化調整区域である。市街化区域における用途地域別の区分では、住宅系が77%、商業系が4%、工業系が19%を占める。

工業は、工業団地のある東部に工場が集中しているほか、瀬崎町や新里町などの南部も工場が多い。商業施設は、東武伊勢崎線の各駅周辺にあり、特に草加駅周辺は再開発事業による商業ゾーンを持つ。農業は耕作面積約11%で、このうち市街化区域内の生産緑地面積は約4%である。

3 人口

本市の人口は昭和33年の市制施行時に約3万5千人であったが、平成20年1

月現在約24万人、世帯数約10万世帯に達する。市街化区域のほぼ全域が人口集合地区となっている。

市民の年齢構成は、15歳未満の年少者15%、15歳から64歳までの生産年齢者69%、65歳以上の高年者16%である。

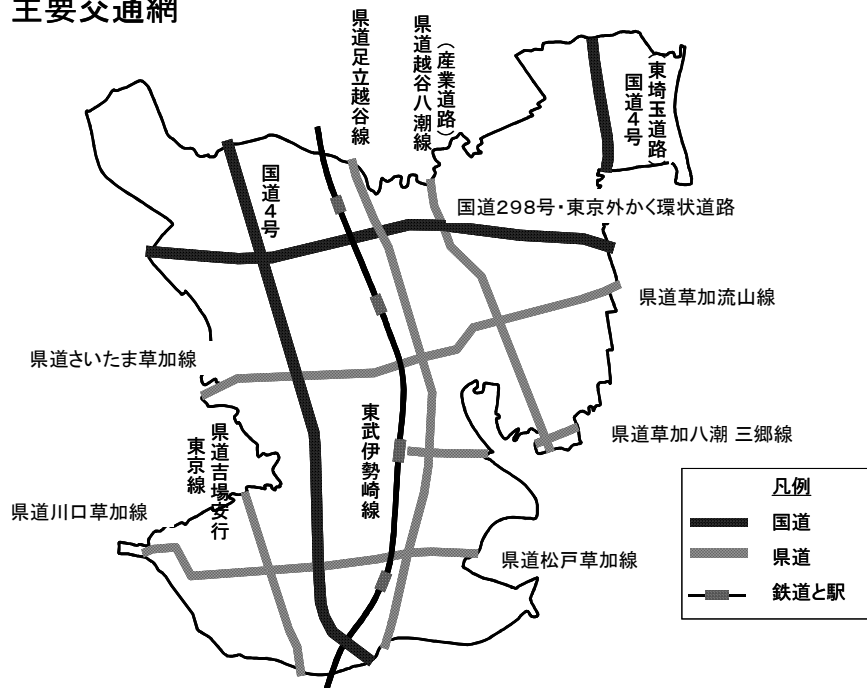
平日の昼間は生産年齢人口の約半分に相当する34%の市民が就業・通学のために市外に流出する。流出先の約65%は東京都である。その一方で、流出者の約半分に相当する16%の人々が就業・通学のために市外から流入する。その結果、昼間人口は夜間人口の約82%となっている。

4 交通

鉄道は、東武鉄道伊勢崎線が市の中央部を南北に走り、市域には南から谷塚、草加、松原団地、新田の4駅がある。

道路は、主要道路として新旧の日光街道である国道4号と県道足立越谷線が東武鉄道を挟んで、また、県道越谷八潮線が綾瀬川の東側で市を南北に縦断する。東京外かく環状道路、県道さいたま草加線－草加流山線、川口草加線－松戸草加線等が市を東西に横断する。

主要交通網



第3節 被害の想定

一般に災害は、規模の大きいものほど、その特徴が際立ち、パターン化、定量化に適し、想定することが有効となる。ここでは水害についてのみ被害想定を行う。

第1 被害を想定する目的等

想定は、過去の事実を基に将来を予見し仮定する作業であって、被害を想定する目的は二つある。一つ目は、事態様相を予見して、具体的な目標を作り出し、対応の焦点を定めることで、被害の予防・局限に資する。

二つ目は、災害発生時に、観測情報等から素早く被害を予測あるいは概算して、初期の応急対応に資する。その他の効用として、被害状況を可視化して、災害に対する誇大な恐怖を緩和させる効果を持つ。

第2 草加市にかかわる水害

水害は、集中豪雨、あるいは台風等によって滞留した雨水や河川の氾濫水が、人の居住生活空間に大量に浸入して、人命・健康、生活環境、資産を損なうことをいう。

水害には、市街地に降った大量の雨水が排水能力を越えて周囲に滞留する内水氾濫（都市型水害）と、河川の増水が堤防を越えたり決壊させて、氾濫水となって市域に流れ込む外水氾濫とがある。

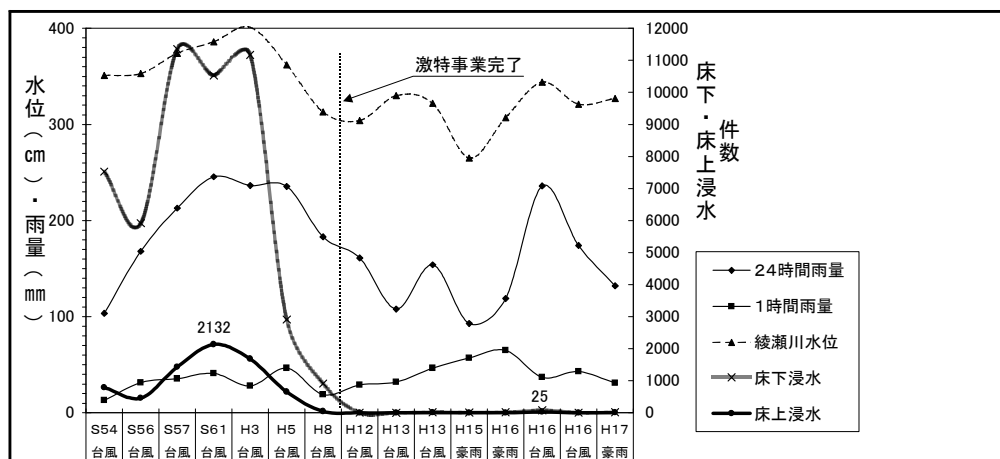
1 内水氾濫

内水氾濫は、本来は場所に関係なく、雨水が滞留して起こす氾濫をいう。市街地においては、雨水が地下に浸透したり地表に貯留する空間が少なく、直ちに雨水路経由で河川に流入するため、大雨時には、主要河川の水位が急激に上昇して、雨水路経由の排水が妨げられる。その結果、雨水が市街に滞留して浸水を引き起こす災害が増え、内水氾濫、即、都市型とみなされることが多い。

(1) 本市における近年の水害予防対策とその成果

本市は、都市化の進展に伴い、度々内水氾濫に苦しめられてきたが、昭和54年から3回にわたり河川激甚災害対策特別緊急事業（以下、「激特事業」という。）の指定を受け、各種対策事業が行われた。特に綾瀬川放水路及び八潮排水機場が完成した平成11年以降、次図に示すように、浸水被害は顕著な減少を見せたが、なお、台風や集中豪雨等における被害には十分な注意が必要である。

激特事業による浸水被害の変化



- 注 1. 図中記載の数字は、激特事業完了前と完了後の床上浸水件数（最大値）である。
2. 雨量については、市役所雨量計と、国土交通省草加雨量観測所（花栗）の計測データのうち、原則として大きい方を用いた。（以下同じ）

(2) 激特事業完了以降の内水氾濫の状況

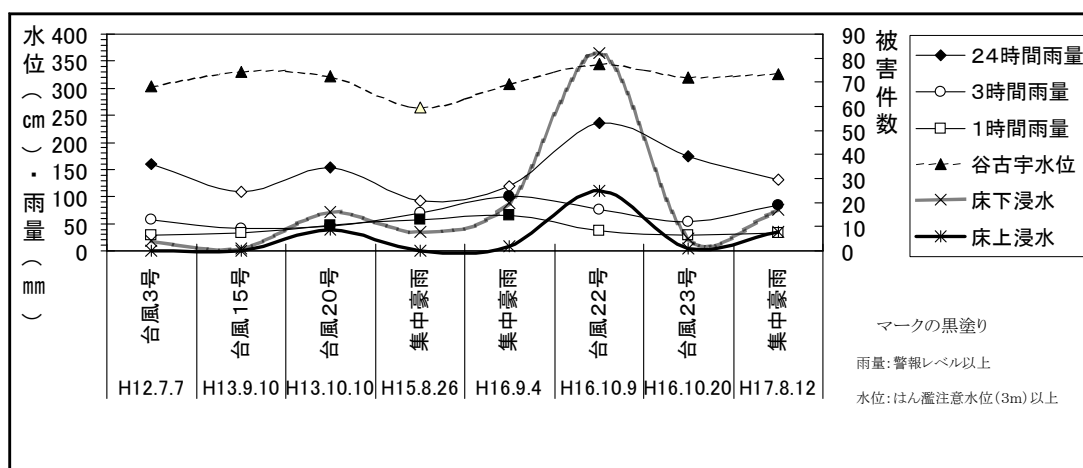
ア 雨量・水位と浸水被害

浸水家屋件数と雨量及び河川水位の関係は下図のとおりである。

浸水被害は、雨量が気象庁の当該時点における大雨警報の基準（県南東部で、1時間雨量：40mm、3時間雨量：60mm、24時間雨量：150mm）のどれかを越えている場合生じている。また、1件の例外を除き、綾瀬川の谷古宇水位観測点の水位（以下、「谷古宇水位」という。）がはん濫注意水位（3m）を超えている場合に生じている。

また、浸水被害件数は、1時間雨量、3時間雨量、24時間雨量及び谷古宇水位の4つの要素のうち、24時間雨量に、最もよく連動している。

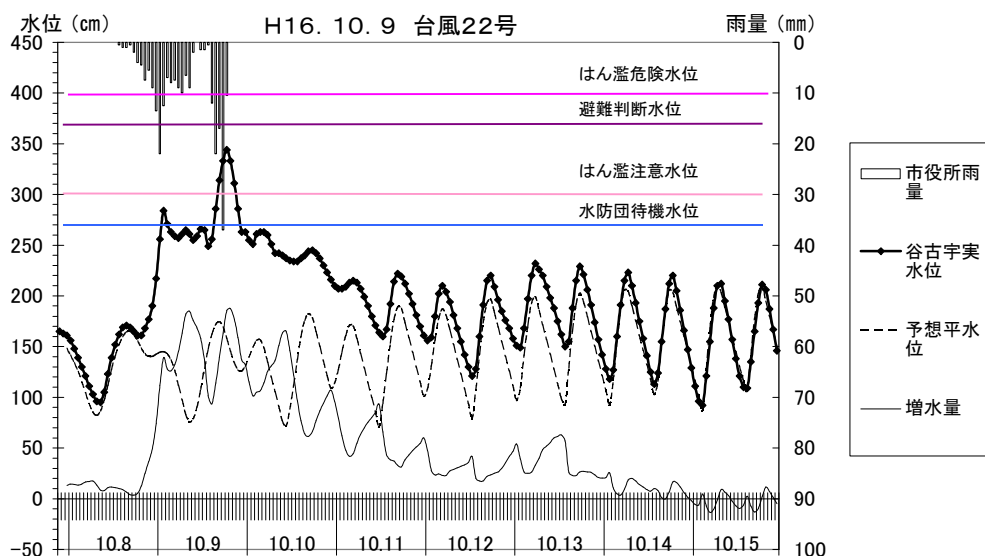
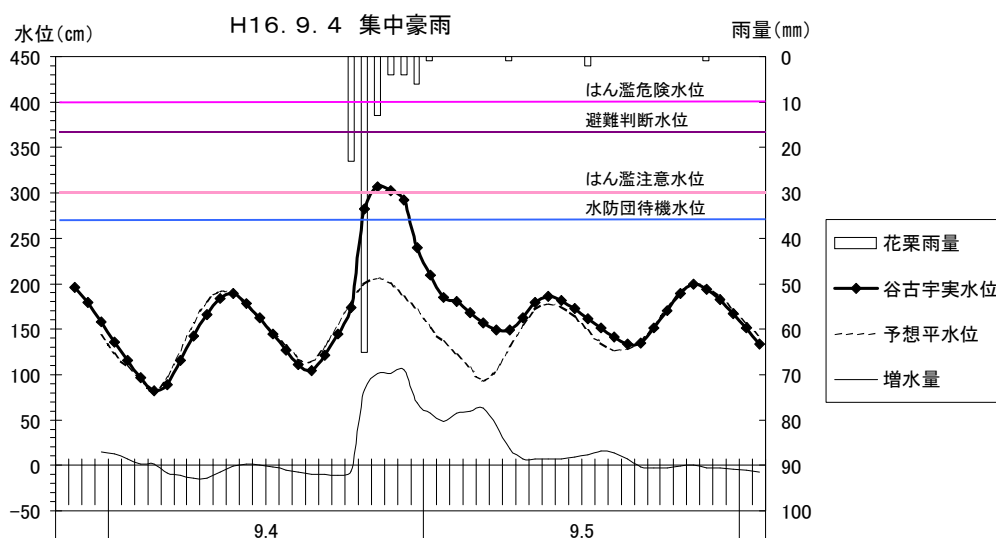
激特事業完了後の水害(雨量・水位と浸水家屋件数)



イ 内水氾濫の水位の時間的経過

下に示す2図は、集中豪雨（平成16年9月4日 最近25年間で最大の時間雨量65mmを記録）、並びに台風（平成16年10月 台風22号）の時間的経過を示す。それぞれ激特事業完了後において最大のものである。

激しい雨が局所的に降る集中豪雨では平常水位への戻りが早く、他方、降雨が広域にわたる台風では平常水位復帰に4日ほど要するが、いずれのケースも豪雨到来とともに水位が急激に上昇し、豪雨の終息に応じて速やかに低下することでは共通しており、都市型の内水氾濫の特徴が表れている。

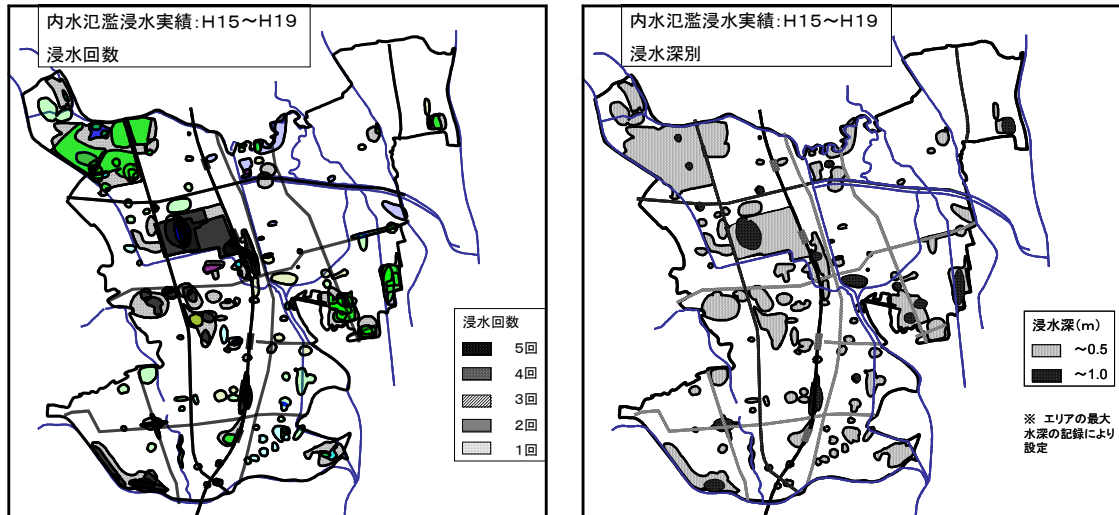


- 注 1. 予想平水位：東京湾（芝浦港）の潮汐の計算値から、推算した平常時の谷古宇の水位
 2. 増水量：谷古宇の実水位から予想平水位を差し引いたもの

ウ 浸水範囲

平成15年以後、5回の内水氾濫において、浸水域が最も広がったのは平成16年10月9日の台風22号で、市域の14%を占めた。その他の水害では3～6%である。

5回の内水氾濫における浸水範囲と浸水回数、並びに浸水範囲と浸水深は下図に示すとおりである。



エ 避難

平成16年の台風22号においては、避難所8箇所を設定して避難者数は5名であり、同年台風23号では、市内小学校22校及び中央公民館の計23箇所を設定し、避難者数は3名であった。

2 外水氾濫

(1) 発生間隔

関東における大洪水は、寛保二年(1742)、天明六年(1786)、弘化三年(1846)、明治43年(1910)及び昭和22年(1947)のカスリーン台風と、おおむね50年に1回程度の頻度で発生していた。ただし、近年は主要河川の改修が進み、発生間隔は大きく延伸しているものと考えられる。ちなみに本市にかかわる洪水予報河川においては、200年に1回、あるいは100年に1回の大雨を想定している。

(2) 先行事例その1：カスリーン台風

昭和22年9月、台風により増水した利根川は、16日未明に埼玉県の大利根町新川通で約340mにわたって決壊して大洪水となり、氾濫水は中川筋を伝って19日早朝には東京都内に流入し、20日に東京湾に達した。

草加市域においては、濁流が17日に越谷市まで達すると、中川及び元荒川の水位が上昇し、青柳地区や新田地区から元荒川の水防の応援に向かった。19日には八条用水及び葛西用水が氾濫しはじめた。19日夕刻から20日未明にかけ

て、八潮市の八条で中川堤防が幅約300mにわたって決壊した。濁流は西進して青柳地区を経て葛西用水筋を南北に分流したのち、綾瀬川及び古綾瀬川へ流入したが、その間、古綾瀬川東側に大規模な浸水が生じた。21日、市は既に土俵を使い果たしていたため、川口、安行、浦和などから協力を得て綾瀬川西岸への土俵積みを実施するとともに、中川の決壊箇所の修堤が敢行され、同日夜刻、止水に成功した。

なお、本市域の被害は県北・東部と比較して軽微であったため、被害の進行中から他市町村への応援体制がとられており、18日、全域が水没した吉川市から罹災者500人を受け入れるなど、救護所を設置して22日まで対応した。

(以上、「草加市史」から抜粋。ただし、地名等は近現在に置き換えた。)

本水害から読みとられる諸データはおおむね次のとおり。

ア 利根川破堤後の到達時間

草加近傍まで、約2日

草加浸水まで、約3.7日

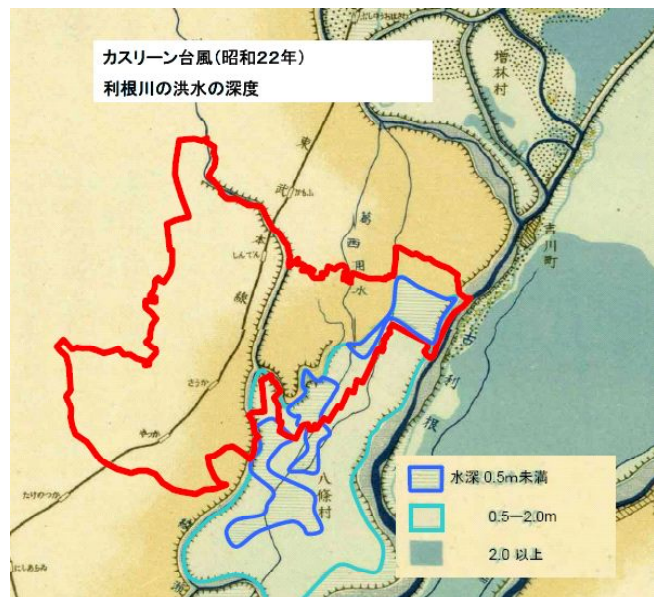
イ 中川破堤後の到達時間

草加境界まで約1時間

草加深奥まで約7時間

ウ 浸水範囲

浸水は綾瀬川と古綾瀬川で防がれ、浸水面積はおおむね3.6平方km、現在の市域の14%弱



エ 浸水深

0.5mから2m (右図参照)

オ 浸水継続期間

おおむね1日から3日程度

カ 被害状況

人的損害、氾濫水による家屋の損傷などの被害記録は無い。

(3) 先行事例その2：近年の豪雨災害における避難の実態

平成10年郡山市豪雨、平成12年東海豪雨災害、平成16年新潟豪雨災害における被災地住民に対する群馬大学工学部の調査などから、次の状況である。

ア 避難行動等及び避難所避難率

下表から、避難勧告等発令地区の避難所避難率を求めると、40%程度である。

避難勧告等発令地区住民 へのアンケート結果		H10 郡山第1回	H10 郡山第2回	H12 東海豪雨	H16 新潟豪雨
避難 行動	避難した	49.1 %	75.0 %	45.0 %	40.1 %
	救助された			11.0 %	11.7 %
	避難できなかった	20.3 %	15.8 %	9.0 %	10.7 %
	避難する必要がなかった	30.6 %	9.2 %	35.0 %	37.6 %
避難先	避難所	37.0 %		57.1 %	52.7 %
	親族・知人宅・ホテルなど	57.6 %		—	—

避難所避難率 ⁽¹⁾	25.7 %	33.6 %	37.1 %	32.9 %
-----------------------	--------	--------	--------	--------

注(1)：避難所避難率は次の式で計算した。

$$\text{避難所避難率} = (1 - \text{「避難する必要がなかった」}) \times (\text{「避難先：避難所」})$$

イ 世帯内での避難行動

世帯内において、男性は家財を2階に上げる等の浸水に備えた被害軽減行動を取り、一方で子供や老人等は女性が付き添って、先に避難させるように役割分担を行う傾向がある。

ウ 住居形態と避難率

戸建住宅の平屋及び集合住宅1階部の住民の避難率は高く、集合住宅の2階以上の住民の避難率は低い。東海豪雨において、全体の避難率が45%のとき、平屋及び集合住宅の1階部は7割、集合住宅の2階以上は3割であった。

エ 要介護高齢者の避難

要介護老人等の避難率は、一般世帯に比べて低目であるが、情報に対する危機意識は一般世帯に比べて高い。

オ 徒歩避難

桐生市におけるアンケートで、徒歩による避難は距離で1km以内、時間で15分程度という結果がある。足下が悪く、強い雨の中で傘を差し、非常持ち出し品を抱えての徒歩による長い距離の避難は住民にとって負担が大きい。

カ 車両

郡山市における避難は8割強が車を用いた。車による移動は家財としての車の保全行動としての側面を持つ。1回目の避難では道路の冠水箇所を把握できていなかったため、激しい渋滞を巻き起こしたが、2回目の避難では、市民が前回の冠水箇所を避けて通行しており、混乱は無かった。

高台の路上等に移動し駐車することで、緊急車両の走行障害、交通渋滞の要

因となることがある。

(4) 本市にかかわる外水氾濫対象河川

洪水予報河川を対象に、国土交通省（河川事務所）及び県が浸水想定区域図を作成している。更に氾濫シミュレーションが公開されている河川もある。

それらによれば、本市にかかわる河川氾濫の概要は次のとおりである。

ア 河川氾濫の概要（浸水想定区域図、その他による。）

河川 管理 区分	氾濫河川	概略発 生頻度 (回/年)	市への 到達時 間 ⁽²⁾ (h)	市内の浸水面積比 ⁽⁴⁾ (%)					
				浸水 合計	床下浸水 0.5m未 満	床上浸水			
						～ 1.0m	～ 2.0m	～ 5.0m	5.0m ～
国	利根川	1/200	16～43	90	28	38	23	1	0
	荒川	1/200	12～72	96	52	30	14	0	0
	荒川上流 ⁽¹⁾	1/200	48～72	21	4	13	5	0	0
	荒川下流 ⁽¹⁾	1/200	12～40	45	20	16	9	0	0
	江戸川	1/200	9～27	15	9	4	2	0	0
	中川・綾瀬川	1/100	直後～	70	28	26	15	1	0
県	中川・綾瀬川 ・元荒川	1/100	直後～	80	34	31	15	0	0
	芝川・新芝川	1/100	2～7 (3)	24	11	11	2	0	0

注：(1) 荒川浸水想定区域図は、上流域（熊谷・鴻巣方面：元荒川広域氾濫）と、下流域（上尾・埼玉・川口・足立方面：荒川左岸低地氾濫）を纏めて記載してある。

上流域の氾濫は大宮台地北側を迂回し、本市の北側に到達する一方、下流域の氾濫は荒川左岸沿いに北上して本市の南端から浸水する。

このように、両者は発生形態を異にしていることから、それぞれ個別の検討も追加した。

なお、平成20年9月8日に中央防災会議大規模水害対策に関する専門調査会（第11回）で、上流域（元荒川広域氾濫）の氾濫水が本市に到達しないデータが公表されており、今後、浸水想定区域が見直される可能性もある。

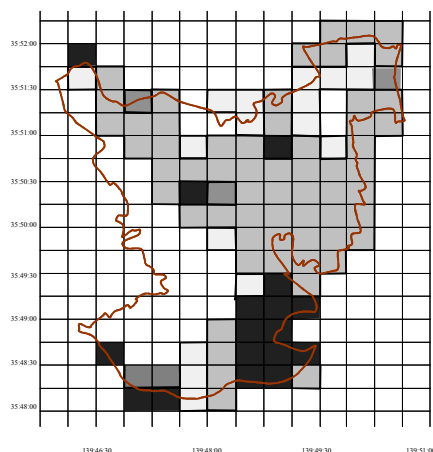
(2) 利根川、荒川上流、江戸川、中川・綾瀬川は河川事務所提供の浸水ビューワーソフト（FRICS）により、荒川下流、荒川は河川事務所提供資料を総合して推定した。

(3) 仮に洪水拡散速度 1km/h とした場合の時間

(4) 数値は丸めているため、合計数等に一部違いが出る場合がある。

イ 外水氾濫の浸水継続時間

中央防災会議大規模水害対策に関する専門調査会は平成20年3月25日に「利根川の洪水氾濫時の被害想定」について、同じく平成20年9月8日には荒川のそれについて公表した。これら資料によれば、利根川及び荒川はともに、本市における氾濫水の浸水継続時間（最悪ケース）はおおむね3日以内である。ただし、一部に14日以上継続する地域がある。



（中央防災会議 H20.3.25 資料に基づき、「動く浸水想定区域ビューワー利根川上流」（PCソフト：利根川上流河川事務所提供）により破堤後5日までについては再計算した。）

注：ただし、本資料は、浸水深50cm未満の地域は対象としていない。したがって、厳密には、「床上浸水状態の継続時間」である。

ウ 避難対応

・ 避難所避難者数及び避難所収容能力の対比

基礎資料として、氾濫河川ごとに、市の指定避難所への避難対象者数と指定避難所の収容能力をそれぞれケースに分けて概算した。

結果は右表のとおりであり、市民と市行政が良く連携を保つならば、想定されるすべての外水氾濫において、大別して次の2種の避難対応が可能である。

- a 市の大半が浸水する洪水（利根川、荒川、中川・綾瀬川（・元荒川））では、床上浸水域（ケース2）の避難所避難者を全避難所（ケースC）で収容できる。（荒川の組合せはケースBであるが、行動区分の単純化及び避難の容易さを考慮し、ここに含めた。）
- b 市の一部地域が浸水する洪水（荒川上流、荒川下流、江戸川、芝川・新芝川）では、全浸水域（ケース1）の避難所避難者を乾地の避難所（ケースA）だけで収容できる。

□ 避難所避難者数・避難所収容能力一覧表

(太字全角で示したケース同士が選定した組合せを示す。)

氾濫河川	指定避難所避難者数			指定避難所収容能力				
	全浸水域	床上浸水域	床上浸水域の1,2階	屋内収容			屋内に屋外を追加	
	ケース1	ケース2	ケース3	乾地 ケースA	床下ま で ケースB	全浸水域 ケースC	屋上・ 運動場 ケースD	東京外 環道 ケースE
	上段：避難者数（人）			上段：収容可能人数（人）				
	下段：総人口比（％）			下段：総人口比（％）				
利根川	108,000	73,000	23,000	3,000	50,000	113,000	141,000	231,000
	45%	31%	10%	1%	21%	48%	59%	97%
荒川	113,000	45,500	14,000	2700	93,000	131,000	158,000	249,000
	47%	19%	6%	1%	39%	55%	66%	104%
荒川上流	16,500	13,500	4,000	114,000	118,000	141,000	274,000	365,000
	7%	6%	2%	48%	50%	59%	115%	153%
荒川下流	57,000	29,500	9,000	105,000	129,000	145,000	282,000	373,000
	24%	12%	4%	44%	54%	61%	119%	156%
江戸川	10,000	4,500	2,000	143,000	148,000	152,000	325,000	415,000
	4%	2%	1%	60%	62%	64%	136%	174%
中川・綾瀬川	92,000	57,500	18,000	32,000	56,000	116,000	176,000	266,000
	39%	24%	8%	14%	23%	49%	74%	112%
中川・綾瀬川 ・元荒川	99,500	58,500	17,000	26,000	71,000	122,000	175,000	266,000
	42%	25%	7%	11%	30%	51%	74%	112%
芝川・新芝川	34,000	17,000	5,000	117,000	134,000	147,000	295,000	386,000
	14%	7%	2%	49%	56%	62%	124%	162%

注1 各数値は丸めているため、合計数等により一部違いが出る場合がある。

注2 ケース3の避難対象者は、浸水深2m未満域の1階建て住宅及び集合住宅の1階、並びに浸水深5mまでの1、2階建て住宅及び集合住宅の1、2階である。

注3 避難所避難者数のケース1及びケース2の避難所避難率は0.5、ケース3の避難所避難率は1.0として計算した。

注4 指定避難所収容能力の浸水による低減を加味して計算した。

注5 中川・綾瀬川（国管理）と中川・綾瀬川・元荒川（県管理）は同一水系であり、破堤箇所が異なることから若干の差異が生じるものの、対応上は一つでまとめて考えることができる。

注6 組合せ条件

条件1：市域の避難所避難者は基本的に市内で収容

条件2：概算に伴う誤差を吸収するため、避難者ケースに対応する収容ケースは、
(収容数(％)－避難者数(％)) > 10％ に従う。

条件3：条件2を満足するケースが複数生じる場合、収容能力のケース順位の低いものを優先

第3 目標フレーム

防災関係機関が具体的な応急対策を講じる上での目安として、利根川洪水の災害を想定し、災害対応目標フレームを設定する。

目標フレーム

1 救助医療

被害状況

床下浸水20,000 棟

床上浸水39,000 棟

2 避難生活

被害状況

避難対象者147,000 人

避難所避難者74,000 人

30,000 世帯

内乳幼児(～1.5才)1,700 人

後期高齢者(75才～)3,600 人

女性(10～49才)18,000 人

床上浸水域内住民

飲料水

飲料水(3日間)440 キロリットル/日

避難対象者分

食料(3日分)

主食(避難所避難者分)689,000 食

調製粉乳1,200 kg

(対応従事者分を含む)

生活用品

毛布74,000 セット

子供用おむつ(乳幼児)5,200 セット

大人用おむつ(後期高齢者)10,900 セット

生理用品(女性)22,000 セット

継続供給
継続供給
6日分

3 応急復旧

ゴミ

生活ゴミ(7日分)1,100 トン

尿尿

避難所からの発生量170 キロリットル/日

災害廃棄物

家具類等からの発生量18 万トン

公衆衛生

防疫活動対象93,000 世帯

浸水世帯数

4 災害時要援護者

避難人口

高齢(65才以上)12,000 人

乳幼児1,700 人

身体障がい者1,700 人

知的・精神障がい者300 人

外国人1,400 人

第4 応急対策活動区分

関係機関の有機的な連携を推進し、事態の推移によって変わり行くニーズに適切に対応するため、水害が予想された時点からの事態の時系列的な進展に応じた、本市の応急対策を次のように区分整理する。

水害応急対策活動の区分

	対策活動区分	気象・河川の現	基本的目標	対策項目の概要
1	事前措置期	台風、集中豪雨等、大雨が予想される	災害対応体制の構築	情報収集・伝達 水防本部の設置 避難所の設置準備
2	水防活動期	雨が強まり、河川水位が上昇	河川の越水防止 滞留水の予防・排除	監視警戒 河川水位の上昇・越水を防ぐ活動 雨水の滞留を防ぐ活動 浸水による二次被害を防止・局限する活動
3	内水氾濫対応期	河川水位がはん濫注意水位突破 内水氾濫による被害発生	浸水地域の避難活動 浸水拡大防止 二次災害防止	災対本部設置 住民避難 交通規制 広報広聴
4	外水氾濫対応期	主要河川で堤防決壊	人命の救出救護	広域避難 救助 医療救護 自衛隊・広域応援
5	氾濫水滞留期	氾濫水の滞留	被災者の生命維持	水食料、生活必需品の供給 災害救助法手続 動物愛護 防犯対策
6	水引後対応期	洪水の終息	被災者の生活支援	障害物の除去、清掃、防疫、廃棄物処理 被災地、避難所の衛生管理 ボランティア 住宅対策 文教対策

第4節 防災関係機関の業務の大綱

防災関係機関の処理すべき業務の大綱は、おおむね次のとおりである。

機関の名称	事務又は業務の大綱
1 草加市	
草加市	市は、基礎的な地方公共団体として、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、市の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。 1 草加市防災会議に関する事務に関すること。 2 防災に関する組織の整備に関すること。 3 防災に関する調査研究に関すること。 4 防災知識の普及と防災に関する教育及び訓練の実施に関すること。 5 都市防災化事業の推進に関すること。 6 防災に関する施設及び設備の整備、点検に関すること。 7 防災に関する物資及び資機材の備蓄、整備及び点検に関すること。 8 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。 9 消防、水防その他の応急措置に関すること。 10 避難の勧告、指示又は誘導に関すること。 11 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 12 緊急道路及び緊急輸送の確保に関すること。 13 公共的施設及び設備の応急復旧に関すること。 14 災害時の保健衛生、文教、給水等の応急措置に関すること。 15 犯罪の予防、交通の規制、その他、災害時における社会秩序の維持に関すること。 16 その他、災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関すること。 17 市内にある公共的団体、企業及び住民自主防災組織の育成、指導に関すること。
2 埼玉県	
埼玉県	県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する

	防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。 1 災害予防 (1) 防災に関する組織の整備 (2) 防災に関する訓練の実施 (3) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検 (4) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検 (5) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善 2 災害応急対策 (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示 (2) 消防、水防、その他の応急措置 (3) 被災者の救難、救助、その他の保護 (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育 (5) 施設及び設備の応急の復旧 (6) 清掃、防疫、その他の保健衛生措置 (7) 犯罪の予防、交通の規制、その他、災害地における社会秩序の維持 (8) 緊急輸送の確保 (9) 応急仮設住宅の設置に関すること。 (10) 前各号のほか、災害の防御又は拡大防止のための措置
東部地域振興センター	1 市災害対策本部との連絡調整（情報係の派遣等）に関すること。 2 市の被害情報の収集に関すること。 3 市の災害対策活動の支援に関すること。 4 県越谷防災基地の開設・運営に関すること。
越谷保健所	1 保健衛生関係の被害状況の収集に関すること。 2 医療品、衛生材料及び各種資材の調達あっせんに関すること。 3 各種消毒に関すること。 4 細菌及び飲料水の水質検査に関すること。 5 そ族昆虫駆除に関すること。 6 感染症発生に伴う調査指導及び防疫活動に関すること。 7 災害救助食品の衛生に関すること。 8 病院、診療所及び助産所に関すること。 9 り災者の医療助産、その他の保健衛生に関すること。
越谷県土整備	1 降水量及び水位等の観測通報に関すること。

事務所	2 洪水予報及び水防警報の受理並びに通報に関する事。 3 水防管理団体との連絡指導に関する事。 4 道路、河川及び橋梁等の災害状況の調査並びに応急修理に関する事。 5 管理道路、河川の維持管理及び災害復旧に関する事。
草加警察署	1 情報の収集、伝達及び広報に関する事。 2 避難の警告及び誘導に関する事。 3 人命の救助及び負傷者の救護に関する事。 4 交通秩序の維持に関する事。 5 犯罪の予防及び検挙に関する事。 6 行方不明者の捜索に関する事。 7 死体の検死（見分）に関する事。 8 漂流物等の処理に関する事。 9 その他、治安の維持に必要な措置に関する事。
3 自衛隊	
第1師団 第32普通科連隊	1 災害派遣の準備 (1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関する事。 (2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関する事。 (3) 埼玉県地域防災計画にふん合した防災訓練の実施に関する事。 2 災害派遣の実施 (1) 人命又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救護又は応急復旧の実施に関する事。 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関する事。
4 指定地方行政機関	
関東財務局	1 災害査定立会に関する事。 2 金融機関等に対する金融上の措置に関する事。 3 地方公共団体に対する融資に関する事。 4 国有財産の管理処分に関する事。
関東農政局	1 応急対策 (1) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関する事。 (2) 災害地における種もみ、その他、営農資機の確保に関する事。 (3) 災害時における生鮮食料品等の供給に関する事。

	(4) 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関すること。 (5) 土地改良機械及び技術者等を把握し、緊急貸出し及び動員に関すること。 (6) 災害の発生地域に対し、知事からの要請により、米穀、乾パン及び乾燥米飯を確保供給すること。 2 復旧対策 (1) 災害発生後は、できる限り速やかに査定を実施し、農地、農業用施設等について必要がある場合の緊急査定の実施に関すること。 (2) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。
関東運輸局 埼玉陸運支局	1 災害時における自動車運送業者に対する運送の協力要請に関すること。 2 災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送調整に関すること。 3 災害による不通区間におけるう回輸送の指導に関すること。
東京管区気象台 (熊谷地方気象台)	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 2 気象、地象(地震にあつては、地震動に限る。)及び水象の予報及び警報に関すること。 3 気象、地象及び水象に関する情報の収集及び発表に関すること。 4 前各号の事項に関する統計の作成及び調査並びに統計及び調査の成果の発表に関すること。
関東地方整備局 ※大宮国道事務所 ※北首都国道事務所 ※三郷国道出張所	管轄する河川、道路についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。 1 災害予防 (1) 震災対策の推進 (2) 危機管理体制の整備 (3) 災害、防災に関する研究、観測等の推進 (4) 防災教育等の実施 (5) 防災訓練 (6) 再発防止対策の実施 2 災害応急対策 (1) 災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保 (2) 活動体制の確保

	(3) 災害発生直後の施設の緊急点検 (4) 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保 (5) 災害時における応急工事等の実施 (6) 災害発生時における交通等の確保 (7) 緊急輸送 (8) 二次災害の防止対策 (9) ライフライン施設の応急復旧 (10) 地方公共団体等への支援 (11) 被災者、被災事業者に対する措置 3 災害復旧、復興 (1) 災害復旧の実施 (2) 都市の復興 (3) 被災事業者等への支援措置
5 指定公共機関及び指定地方公共機関	
郵便事業(株) 草加支店 (草加郵便局)	1 郵便、為替貯金、簡易保険、郵便年金各事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関する事。 2 救助用物資を内容とする小包郵便物の料金免除及び災害時における郵便はがき等の無償交付に関する事。 3 為替貯金及び簡易保険、郵便年金の非常扱い、被災者の救援を目的とする寄附金を郵便振替により送金する場合における通常払込み及び通常振替の料金免除の取扱並びに地方公共団体に対する簡易保険、郵便年金積立金の財政調整資金等の運用管理に関する事。 4 民間災害救援団体に対する災害ボランティア口座寄附金の公募、配分に関する事。
東日本電信電話(株) 埼玉支店	1 電気通信設備の整備に関する事。 2 災害時の非常通信の確保及び情報の伝達に関する事。 3 被災電気通信設備の応急対策及び復旧に関する事。
日本赤十字社 埼玉県支部	1 災害応急救護のうち、医療、助産及び遺体の処置(遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理及び検案に限る。)に関する事。 2 救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力の連絡調整に関する事。 3 主として赤十字奉仕団の組織を通じ、各種赤十字奉仕団の特性と能力に応じて炊き出し、物資配給、避難所作業、血液及び緊急物資の輸送、安否調査、通信連絡並びに義捐金品の募集、配分等の協力に関する事。

	ること。
NHK さいたま放送 局	1 市民に対する防災知識の普及啓蒙に関すること。 2 市民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること。 3 社会事業団等による義捐金品の募集、配分に関すること。
日本通運(株) 川口支店	1 災害応急活動のための知事の車両借上げ要請に対する即応態勢の整備並びに配車に関すること。
東京電力(株) 川口支社	1 災害時における電力供給に関すること。 2 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。
東京ガス(株) 東部支店	1 ガス供給施設（製造施設も含む。）の建設及び安全に関すること。 2 ガスの供給の確保に関すること。 3 被災施設の応急対策及び災害復旧に関すること。
東武鉄道(株)	1 鉄道施設等の安全保安に関すること。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
東日本高速道路(株)関東支社 三郷管理事務所	〔高速自動車国道にかかわる〕 1 災害防止にかかわること。 2 被災点検、応急復旧工事に関すること。 3 災害時における利用者等への、う回路等の情報提供に関すること。 4 災害復旧工事の施工に関すること。
埼玉県トラック協会 草加支部	1 災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
(株)テレビ埼玉	1 市民に対する防災知識の普及啓蒙に関すること。 2 市民に対する応急対策等の周知徹底に関すること。 3 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること。
(株)エフエムナ ックファイブ	1 市民に対する防災知識の普及啓蒙に関すること。 2 市民に対する応急対策等の周知徹底に関すること。 3 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること。
(社)埼玉県医師 会	1 医療及び助産活動の協力に関すること。 2 防疫、その他、保健衛生活動の協力に関すること。

(社)草加八潮医師会	3 災害時における医療救護活動の実施に関する事。
6 公共的団体、その他、防災上重要な施設の管理者	
草加市社会福祉協議会	1 援助を必要とする人への訪問、手話・点訳、ボランティアの調整等、業務に応じた防災上必要な活動
J Aあゆみ野	1 草加市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する事。 2 農作物の災害応急対策の指導に関する事。 3 被災農家に対する融資、あっせんに関する事。 4 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関する事。 5 農作物の需給調整に関する事。
商工会議所 商工業関係団体	1 草加市が行う商工業関係被害調査、融資又はそのあっせん等の協力に関する事。 2 災害時における物価安定についての協力に関する事。 3 救助物資、復旧資材の確保、あっせんについての協力に関する事。
病院等経営者	1 避難施設の整備と避難訓練の実施に関する事。 2 被災時の病人等の収容、保護に関する事。 3 災害時における負傷者の医療と助産救助に関する事。
金融機関	1 被災事業者等に対する資金の融資に関する事。
学校等の施設の 管理者	1 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事。 2 被災時における教育対策に関する事。 3 被災施設の災害復旧に関する事。
青年団、婦人会等 社会教育関係 団体	1 草加市が実施する応急対策についての協力に関する事。

第5節 市民及び事業所等の役割

防災活動の基本は、市民一人一人が防災についての知識と行動力を身に付け、「自分の身は自分で守り、自分たちの地域は自分たちで守る」ことである。市民はこの原点に立って、日ごろから非常食料などを備蓄し、自主的に災害に備えるとともに、災害発生時にはまず個人として、その後速やかにグループとなって、本市及び防災関係機関が行う水防・消火・救援活動などの防災活動に協力するよう努めなければならない。

また、事業所等は、防火管理体制の強化、防災訓練の実施など、災害に即応できる防災体制の充実に努め、事業所内の安全を確保するとともに、地域住民の防災活動に積極的に協力するよう努めなければならない。

第1 市民の果たす役割

市民が、災害による被害を軽減し、拡大を防止するため、平常時及び災害発生時に果たす役割は次のとおりである。

1 平常時の役割

- ア 防災に関する学習
- イ 地域固有の災害特性の理解と認識
- ウ 火気使用器具等の安全点検と火災予防措置
- エ 防災用品、非常持出品の準備
- オ 3日分の飲料水及び食料、並びに生活必需品の備蓄
- カ 家具の転倒防止やガラスの飛散防止等の地震対策及び家財等の浸水予防策
- キ ブロック塀や自動販売機等、住居周りの安全点検・改修
- ク 災害発生時の家族同士の連絡方法の確認
- ケ 近隣の小中学校などの避難所と避難路の確認
- コ 県や市等の実施する防災訓練への参加
- サ 近隣居住者との積極的な交流及び地域活動（町内会・自治会）への参加
- シ 家屋等の耐震化、浸水予防策の推進

2 災害時の役割

- ア 自身及び家族の安全の確保
- イ 初期消火
- ウ 浸水が予想される場合、早期に家財を2階に上げるなどの被害軽減行動
- エ 避難時には電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉める。
- オ 自主防災活動への参加、協力
- カ 必要時に適切な避難の実施
- キ 避難所での譲合い
- ク 県、市、防災関係機関が行う防災活動への協力
- ケ 風評に乗らず、風評を広めない。

第2 自主防災組織の果たす役割

自主防災組織とは、防災に関する市民の責務を全うするために地域住民が自分たちの地域は自分たちで守ろうという連帯感に基づき、自主的に結成する組織である。

大規模な災害が発生した際に、被害の防止又は軽減を図るためには、防災機関による応急活動に先立ち、住民自らが出火防止、浸水防止や初期消火、被災者の救出救護、避難等を行うことが必要である。自主防災組織が平常時及び災害発生時に果たす役割は次のとおりである。

1 平常時から実施する事項

- ア 災害時要援護者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
(例 診療所・医療機関等、地元商店街等、災害時要援護者)
- イ 日ごろの備えと災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及啓発
(例 防災イベントの実施、各種資料の回覧・配布)
- ウ 各種防災訓練の実施
(例 情報収集・伝達訓練、水防訓練、消火訓練、避難誘導訓練、救出救護訓練など)
- エ 防災用資機材の購入・管理等
資機材の例： 初期消火資機材（軽可搬ポンプ、消火器）
救助用資機材（ジャッキ、バール、のこぎり）
救護用資機材（救急医療セット、リヤカー）
- オ 地域の把握
(例 避難場所、避難路、危険箇所の把握、災害時要援護者)

2 災害発生時に必要となる事項

- ア 浸水の防止措置、初期消火の実施
- イ 被害状況、災害情報の収集・（災対本部及び関係機関等への）伝達の実施
- ウ 被災者等の安否確認、救助隊との協力、救出・救護の実施
- エ 必要に応じ集団避難の実施
- オ 災害時要援護者の保護、安全確保
- カ 避難所の開設への協力、運営活動の実施
(例 炊き出し、給水、物資の配布、安否確認、)
- キ 救援物資の受入れ、配分の協力
- ク 食料、飲料水の調達、配分の協力
- ケ 防災資機材の活用

第3 事業所の果たす役割

大小を問わず、事業所は活動的な機能を持つ組織体であり、災害時にはその能力を自らの事業継続のみならず、地域貢献に利用することができる有用な資源である。

大規模な災害が発生した場合には、行政機関による応急活動に先立ち、市内に立地する事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要である。

事業所が、平常時及び災害発生時に果たす役割は次のとおりである。

1 平常時から実施する事項

- ア 防災責任者の育成
- イ 建築物の耐震化、浸水や強風対策の推進
- ウ 施設、設備の安全管理
- エ 防災訓練の実施
- オ 従業員に対する防災知識の普及・啓発
- カ 自衛消防隊の結成と事業継続計画、防災計画の作成、維持、推進
- キ 地域コミュニティの防災活動への参加、協力
- ク 防災資機材の備蓄と管理
- ケ 従業員用の飲料水、食料、生活必需品等の備蓄
- コ 広告、外装材等の落下防止

2 災害発生時に必要となる事項

- ア 正確な情報の把握及び伝達
- イ 防水措置、出火防止措置、初期消火の実施
- ウ 必要時に従業員、利用者等の避難誘導
- エ 応急救助・救護
- オ ボランティア活動への支援

第6節 事業継続計画の推進

未曾有の災害・危機を乗り越えて、被害を局限できたとしても、複雑に相互依存の進んだ現代において社会的役割を果たすためには、組織体が平時に行っている本来の事業を早急に再開する必要がある。

事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）は、事業の再開・継続により強く焦点を当てたリスク管理の手法であって、組織体が事故・災害時においても組織を存続させ、社会的責任を全うするために、重要な事業を継続し、又は必要な時間内に再開するために必要な対策や行動計画を定め記述するものである。

また、事業継続管理（BCM：Business Continuity Management）は、事業継続計画で定められた対策や教育・訓練を確実に実行して評価し、同計画を継続的に改善し維持管理するための管理過程である。

第1 草加市の事業継続計画の整備

市は、市民の安全及び生活に必要な諸業務について、災害発生後も早急に再開できるよう、重要な業務再開の時間的目標と、それを可能とする被害の量的な許容限度を設定して、具体的な対策及び行動計画を定めて行く。また、市内の事業所がそれぞれの被害想定を立案するに必要な素材の提供に努める。

計画策定に当たっては、先行する県や他自治体の計画に倣いつつ、市に合うものに仕立てる。

第2 事業所の事業継続計画の推進

事業所は、大規模な事故や災害の発生時にも、重要な事業を必要な時間内に再開・継続するために必要な対策や行動計画を定め、当該対策や教育・訓練を確実に実行及び評価し、継続的に改善、維持管理するための経営管理を行う。

第 2 編

風水害対策編

第 1 章

風水害予防計画

第2編 風水害対策編

第1章 風水害予防計画

災害を予防するためには、災害予防計画の下、市民、事業所、行政が一体となって総合的な防災体制を構築しておくことが重要である。被害軽減のための施策としては、総合的な治水対策や施設の整備等の物的整備による都市の防災構造化を進め、災害に強い都市環境を整備するとともに、災害時の活動体制や非常用物資等の整備を行い、被害を局限化する体制づくりを推進していくことが必要である。

また、市民の防災意識を高めるとともに、自主防災組織など地域住民の連携による活動体制の育成と強化が重要である。

第1節 災害に強い都市環境の整備

第2節 災害に強い防災体制の整備

第3節 市民の協力による防災対策

第4節 調査研究

第 1 節 災害に強い都市環境の整備

災害による被害を軽減し、拡大を予防するためには、総合的な治水対策、交通ネットワークの整備等により、災害に強い都市づくりを行うことが必要である。

ライフラインの途絶、交通網の遮断は、応急対策の実施や市民生活に多大な影響を与えることとなるため、これらの都市施設の安全化を図ることが重要である。

また、災害時に円滑な救援、救護活動を行うためには、防災拠点の整備を進めることが必要である。

第 1 水害予防対策

第 2 都市施設の安全化

第 3 防災拠点の整備

第1 水害予防対策【建設部・関係部局】

本市は、中川・綾瀬川流域整備計画にのっとり、国、県及び流域市町村と協同しながら、市域の治水対策を推進する。

1 総合治水対策の推進

中川・綾瀬川流域の急速な都市化による保水・遊水機能の減少、洪水流量の増大、洪水被害程度の重症化に対処するため、昭和55年に国土交通省、埼玉県、東京都、茨城県と本市を含む流域39区市町村により構成する総合治水対策協議会が設置され、昭和58年に中川・綾瀬川流域整備計画が策定され、実施されている。

その柱は、①河川対策：堤防、放水路、排水機場などの治水施設の整備、②流域対策：盛土の制限、雨水の浸透、雨水の貯留などの保水・遊水機能の維持回復、増大、③ソフト対策：洪水時の被害軽減の方策からなる。

本市はこの計画に基づき、国、県等と協力して以下の治水対策を推進している。

2 河川施設の整備

本市には河川の高水位より低い地域が市内に広く分布している。これらの地域では洪水による河川の増水時に自然排水が困難となり、内水たん水の軽減を目的にポンプ施設を設置する。また、宅地開発により、遊水・保水機能を持つ水田が減少し、河川への流出量が増大しているため、公共施設に雨水貯留施設を併設し、水害の緩和を図る。

□ 本市に係る河川施設

施設の種類	管理者	施設の名称	所在地	流路延長 (km)	
放水路	国	綾瀬川放水路	八幡町から八潮市八條	4.0	
	県	一の橋放水路	新栄町から長栄町	0.7	
施設の種類	管理者	施設の名称	所在地	排水量 (m ³ /s)	
				現 状	計 画
排水機場及びポンプ場	国	八潮排水機場	八潮市八條	100.0	150.0
	国	伝右川排水機場	足立区花畑	15.0	15.0
	県	神明排水機場	神明二丁目	10.0	20.0
	県	古綾瀬川排水機場	松江三丁目	10.0	10.0
	県	辰井川排水機場	谷塚上町	10.0	25.0
	八潮市	南後谷排水機場	八潮市南後谷	7.0	13.9
	草加市	中央ポンプ場	手代町	8.0	8.0
	草加市	横手堀ポンプ場	谷塚上町	2.0	2.0
	草加市	旭排水機場	旭町一丁目	3.0	3.0
	草加市	松江第1排水機場	松江五丁目	2.0	2.0
	草加市	松江第2排水機場	稲荷五丁目	H21着手予定	2.8
	草加市	松原排水機場	松原三丁目	1.0	2.0
	草加市	中井堀排水機場	谷塚町	1.5	1.5
	草加市	新里排水機場	新里町	1.0	1.0
	草加市	長栄排水機場	長栄町	0.5	1.0
施設の種類	管理者	施設の名称	所在地	貯留量 (m ³)	
雨水貯留施設	草加市	松原地区貯留施設	松原三丁目	6,600	
	草加市	中井堀貯留施設	谷塚町	3,000	
	草加市	横手堀貯留施設	谷塚上町	1,300	
	草加市	新里貯留施設	新里町	800	
	草加市	松江公園貯留施設	松江五丁目	1,300	
	草加市	松原5丁目貯留施設	松原5丁目	2,400	
	草加市	旭貯留施設	旭町二丁目	8,740	
	草加市	手代町貯留施設	手代町	4,500	
施設の種類	管理者	施設の名称	所在地	貯留量 (計画) (m ³)	
調節池	県	柳島治水緑地	柳島町	93,000	
	県	谷塚治水緑地	谷塚上町	35,000	

3 雨水流出抑制対策

宅地開発が行われると、降雨時に地表の舗装等から雨水が排水路に集中し、河川の氾濫の原因となるおそれがある。

本市は「草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例」に基づき、民間の

開発事業に対して、雨水浸透升や雨水貯留施設の設置及び舗装部を透水性舗装での施工検討を指導する。

4 地盤沈下対策

本市は、地盤沈下による水害被害の増大を防ぐため、県が継続的に実施している地盤変動量等の調査を活用して市域内の地盤沈下の状況を把握し、「工業用水法」、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律（ビル用水法）」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づき地下水採取を規制する。

5 水防用資機材の整備

水防用資機材は災害発生時に行う救助、救援活動で必要となるため、本市は、水防倉庫において水防用資機材の備蓄を行う。また、適時その資機材のメンテナンス及び更新を行い、不測の事態に備える。

水防用資機材の保管場所及び品目、数量等は過去の水害状況を勘案し定める。

□ 平成19年度末における主な水防用資機材の備蓄状況

土のう袋 (袋)	バリケード (基)	ロープ (巻)	剣スロップ (本)	のこぎり (本)	可搬式ポンプ (台)	懐中電灯 (個)
84,400	327	32	260	29	31	40

6 河川水位状況の監視

庁舎内に設置してある、県河川監視テレメータシステム及び遠隔監視システムを活用し、各河川の水位状況及びポンプ施設の稼働状況を把握する。

第2 都市施設の安全化【都市整備部・関係部局】

防災上重要となる公共建築物、道路交通施設、河川施設及びライフライン等の都市施設は、日常の市民生活及び社会経済活動、さらには災害時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

このため、市及び関係機関は、発災後直ちに機能回復を図ることはもちろん、事前の予防措置として、各施設ごとに浸水や強風対策の強化や被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限にとどめるための対策を講じるものとする。

1 建築物の安全化

風水害時には、建築物への浸水及び暴風による被害が想定されるため、建築物の所有者又は使用者に対し、屋外設置物の固定や補強等の必要性について普及・啓発に努め安全対策の推進を図る。

また、災害時に防災拠点や避難所となる公共施設等の建築物について、浸水や強風対策に努める。

2 道路施設の安全化

道路施設は、災害時における救助活動や救援物資の輸送等の重要な役割を担っていることから、道路施設の安全確保は極めて重要である。国道、県道及び市道の各管理者は災害時の避難及び緊急物資等の輸送に支障が無いよう、道路の維持管理を実施する。

3 鉄道施設の安全化

市は、東武鉄道に対し、既存の鉄道施設の点検・診断及び風水害に対して補強が必要なものについては各種補強工事又は取替工事を行うなど、万全の予防措置を講じるよう要請するとともに予防対策について積極的に協力し、本市域内における鉄道施設の安全性の向上を推進する。

4 ライフライン施設の安全化

(1) 上水道施設

上水道施設の常時監視と点検を強化して保安に努めるとともに、災害時の被害を最小限にとどめるため、必要な整備等の施策を実施する。

ア 浄配水場施設

□ 主要貯水施設は次のとおりである。（平成20年4月1現在）

配 水 池	水位（m）	貯水能力（m3）
吉町浄水場No.1 P C タンク	14.2	10,000
中根浄水場No.1 P C タンク	16.3	8,000
中根浄水場No.2 P C タンク	16.2	10,000
新栄配水場No.1 P C タンク	12.5	10,000
新栄配水場No.2 P C タンク	12.5	10,000

イ 管路施設

□ 配水管の管種別割合は次のとおりである。（平成２０年４月１日現在）

管 種	延 長 (m)	割 合 (%)
ダクタイル鋳鉄管	５３０，０５９	９７．０
普 通 鋳 鉄 管	１２，７５５	２．３
鋼 管	１，６８７	０．３
ス テ ン レ ス 管	１，６００	０．３
石 綿 セ メ ン ト 管	４８０	０．１
合 計	５４６，５８１	１００．０

(2) 排水路施設

排水路施設の維持管理の充実に努め、災害時の被害を最小限にとどめるための計画的な整備を推進する。

(3) 下水道施設

下水道施設の維持管理の充実に努め、災害時の被害を最小限にとどめるための計画的な整備を推進する。

特に水害時は下水道管渠及びマンホール内への雨水の流入が予測されるため、計画的な止水対策を実施する。

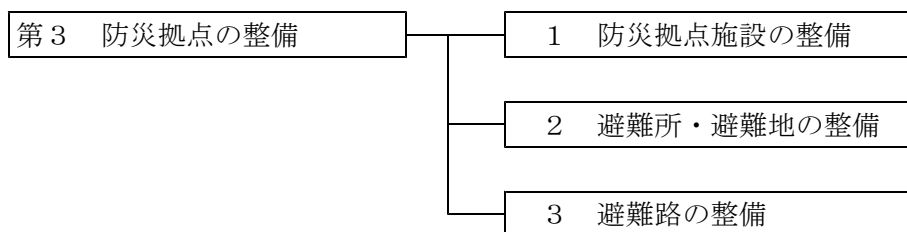
5 危険物施設等の安全対策 【 消防本部 】

本計画 第３編 第２節 第１ 「危険物等災害予防」による。

第3 防災拠点の整備【建設部・各施設所管部局】

災害発生後の応急・復旧対策を円滑に進めていくためには、応急・復旧対策に必要な機能が防災拠点に集約されていることが必要である。

また、災害時には家屋の倒壊、焼失、浸水、交通の遮断、ライフラインの途絶、延焼火災の拡大等により、市民の避難を要する場合が生じるものと予想され、これらの市民の迅速かつ安全な避難を実施するため、平常時から避難に必要な体制の整備を図るものとする。ここでは、防災拠点の整備の推進のために必要な施策を定める。

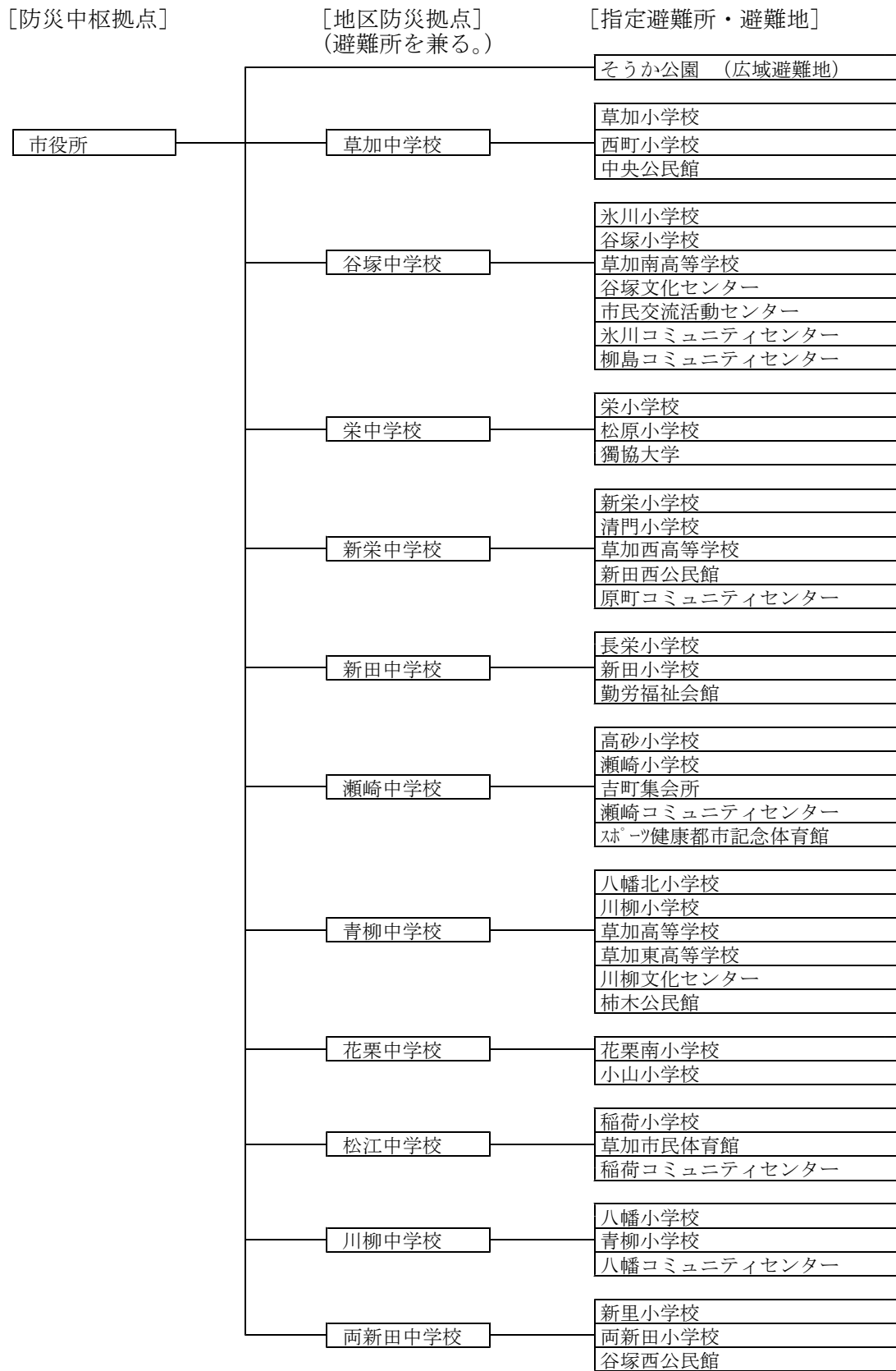


1 防災拠点施設の整備【危機管理担当】

災対本部が設置される防災中枢拠点と連携を図るため、多数の避難市民を受け入れられる避難所、地区の物資集積や応急対策の拠点となる防災拠点、自衛隊の活動拠点となる自衛隊拠点を市内に配置する。ただし、実際の運用においては、被害の発生状況により、柔軟に対応するものとする。

名 称	活動拠点の役割	施 設 名
防災中枢拠点	・ 災対本部として各地区拠点への指示 ・ 関係各機関、県、自衛隊等との連絡調整	市役所本庁舎、西棟
地区防災拠点	・ 災対本部との連携 ・ 各地区の応急対策の拠点 ・ 地区参集職員の活動拠点 ・ 地区内避難所への物資の供給拠点	市立中学校 11 校
自衛隊拠点	・ 自衛隊の活動拠点 ・ 自衛隊の宿营地	工業団地公園野球場 そうか公園
避難所 避難地	・ 長期、一時避難者の収容・生活スペース ・ 飲料水、食料、生活物資等の配給拠点	指定避難所 54ヶ所 広域避難地（そうか公園）
その他の重要 活動拠点	・ 消防、救助活動拠点 ・ 医療救護活動拠点 ・ 給水活動拠点 ・ 道路、ライフライン維持活動拠点	消防本部、各分署 市立病院、保健センター 水道部 市役所第2庁舎
集 積 場	・ 緊急輸送物資等の集積拠点 ・ 避難所等への物資配給拠点	市民体育館 綾瀬川左岸広場 そうか公園

防災拠点の概念図



2 避難所・避難地の整備【危機管理担当、関係部局】

風水害において、避難所は、氾濫水による生命身体への危険を避けるため、また、浸水被害によって生活の場を失った地域の市民が、安全な避難生活を行うために欠かせることのできないものである。また、被災者の救援、及び情報伝達等の場所としての整備も図る必要がある。

本市の避難所は、学校や公共施設を利用した55か所を指定しており、利根川洪水の場合に最大113,000人の避難者を収容可能である。また、水引後において最大77,000人の避難生活に対応できる。

なお、乳幼児を伴う家族や高齢者等の災害時要援護者に対する配慮については、避難所の管理運営等に関するマニュアルに所要の事項を盛り込むものとする。

また、火災の延焼等で避難所が危険な場合等の一時的避難空間とする広域避難地として、そうか公園を指定している。

☐ 広域避難地

名 称	そうか公園
位 置	柿木町272-1
面 積	17.8ha
有効面積	14.24ha
収容人員	14.24万人
【備考】 有効面積：広域避難地の形状を踏まえ、そうか公園は全体の8割を使用可能とした。 収容人員：広域避難地での避難者1人当たり必要面積を1㎡とする。	

□ 草加市指定避難所一覧 その1(避難時収容人数)

(氾濫河川別・避難所屋内施設のみ利用時)

(平成21年 7月現在)

	利根川	荒川	荒川上流	荒川下流	江戸川	中川・綾瀬川	中川・綾瀬川・元荒川	芝川・新芝川
谷塚西公民館	180	180	180	180	180	180	180	180
両新田小学校	1,600	1,600	2,700	1,600	2,700	1,600	1,600	2,700
両新田中学校	1,900	3,000	3,000	1,900	3,000	1,900	1,900	1,900
新里小学校	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300
草加南高等学校	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
谷塚中学校	2,300	2,300	3,700	2,300	3,700	2,300	2,300	2,300
谷塚小学校	2,900	4,200	4,200	4,200	4,200	2,900	2,900	4,200
谷塚文化センター	660	1,100	1,100	1,100	1,100	660	660	1,100
氷川小学校	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	2,200	2,200	3,500
瀬崎小学校	1,500	1,500	2,700	1,500	2,700	1,500	1,500	1,500
瀬崎中学校	2,000	2,000	3,100	2,000	3,100	2,000	2,000	2,000
吉町集会所	60	60	120	60	120	60	60	120
高砂小学校	4,000	6,100	6,100	6,100	6,100	4,000	4,000	6,100
西町小学校	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	2,000	3,400	3,400
中央公民館	1,200	1,200	1,800	1,200	1,800	1,800	1,800	1,800
草加小学校	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200
草加中学校	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800
花栗南小学校	1,600	2,900	2,900	2,900	2,900	1,600	1,600	2,900
花栗中学校	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300
小山小学校	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700
栄小学校	1,400	2,900	2,900	2,900	2,900	1,400	1,400	2,900
栄中学校	1,500	2,700	2,700	2,700	2,700	1,500	1,500	2,700
松原小学校	1,500	2,700	2,700	2,700	2,700	1,500	1,500	2,700
原町コミュニティセンター	230	230	230	230	230	230	230	230
清門小学校	1,600	1,600	1,600	2,700	2,700	1,600	2,700	2,700
新栄中学校	3,000	1,900	1,900	3,000	3,000	1,900	1,900	3,000
新田西公民館	200	100	100	200	200	200	200	200
新栄小学校	3,100	1,900	1,900	3,100	3,100	1,900	1,900	3,100
長栄小学校	2,200	2,200	2,200	2,900	2,900	2,200	2,200	2,900
新田中学校	2,700	2,700	2,700	3,200	3,200	2,700	2,700	3,200
新田小学校	1,700	1,700	1,700	3,000	3,000	1,700	1,700	3,000
勤労福祉会館	280	280	280	640	640	640	640	640
市民体育館	980	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
稲荷小学校	1,900	3,000	3,000	3,000	1,900	3,000	3,000	3,000
青柳小学校	1,200	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700
八幡小学校	3,100	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700	4,700
草加高等学校	4,100	2,200	2,200	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100
川柳文化センター	580	380	380	580	580	580	580	580
川柳中学校	1,500	1,500	1,500	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
川柳小学校	1,700	1,700	1,700	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
八幡北小学校	2,000	2,000	2,000	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200
青柳中学校	3,300	2,300	2,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300
草加東高等学校	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900
柿木公民館	210	210	210	410	410	410	410	410
松江中学校	2,300	2,300	3,600	2,300	2,300	2,300	2,300	3,600
スパー健康都市記念体育館	3,100	3,100	4,800	3,100	4,800	3,100	3,100	3,100
瀬崎コミュニティセンター	0	0	260	0	260	0	0	0
稲荷コミュニティセンター	0	0	260	0	0	260	260	260
氷川コミュニティセンター	300	300	300	300	300	300	300	300
柳島コミュニティセンター	270	270	270	270	270	270	270	270
八幡コミュニティセンター	0	270	270	270	270	270	270	270
草加西高等学校	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
学校法人獨協学園	13,000	21,000	21,000	21,000	21,000	13,000	13,000	21,000
市長交流活動センター	380	570	570	570	570	380	380	570
避難所	114,000	132,000	141,000	145,000	152,000	120,000	122,000	148,000
外環道(90,000)								

一般施設: 避難者収容人数=(屋内床面積合計×0.7+体育館等の付属棟床面積×0.75)÷(1.65m²)

体 育 館: 避難者収容人数=屋内床面積合計×0.75

ただし、施設の浸水0～50cm未満: 1階以上の屋内床面積+1階以上の付属棟床面積

50cm以上: 2階以上の屋内床面積+2階以上の付属棟床面積

□ 草加市指定避難所一覧 その2（避難生活対応収容人数）（平成21年 7月現在）

名 称	収容人員	所 在 地	名 称	収容人員	所 在 地
谷塚西公民館	100	新里町1015	新栄小学校	1500（200）	新栄町959
両新田小学校	1300（210）	両新田西町55	長栄小学校	1500（190）	長栄町762
両新田中学校	1500（210）	両新田西町368-1	新田中学校	1600（210）	長栄町767
新里小学校	1600（200）	新里町759	新田小学校	1500（200）	旭町6-12-11
草加南高等学校	2000（380）	柳島町66	勤労福祉会館	500	旭町6-13-20
谷塚中学校	1800（200）	谷塚上町62	草加市民体育館	900	松江1-1-8
谷塚小学校	2100（220）	谷塚仲町440	稲荷小学校	1500（210）	稲荷5-11-1
谷塚文化センター	500	谷塚仲町440	青柳小学校	1300（260）	青柳3-17-1
氷川小学校	1700（220）	氷川町448	八幡小学校	2300（200）	八幡町65
瀬崎小学校	1300（210）	瀬崎町241	草加高等学校	2100（280）	青柳5-3-1
瀬崎中学校	1500（210）	瀬崎町925-2	川柳文化センター	300	青柳6-45-17
吉町集会所	60	吉町3-9-24	川柳中学校	1300（190）	青柳7-35-1
高砂小学校	3000（350）	中央1-2-5	川柳小学校	1500（200）	青柳7-27-10
西町小学校	1700（210）	西町270	八幡北小学校	1600（210）	八幡町1148
中央公民館	900	住吉2-9-1	青柳中学校	1700（210）	青柳8-58-10
草加小学校	1600（200）	住吉1-11-64	草加東高等学校	2500（350）	柿木町1110
草加中学校	1400（260）	氷川町2179-4	柿木公民館	200	柿木町1263
花栗南小学校	1500（200）	花栗4-3-1	松江中学校	1800（190）	松江3-14-33
花栗中学校	1700（200）	花栗4-15-12	スポーツ健康都市記念体育館	2400	瀬崎町1398
小山小学校	1300（210）	小山2-8-1	瀬崎コミュニティセンター	130	瀬崎町1352-3
栄小学校	1400（210）	松原1-3-2	稲荷コミュニティセンター	130	稲荷4-9-13
栄中学校	1400（200）	松原3-3-1	氷川コミュニティセンター	150	氷川町568-1
松原小学校	1400（210）	松原4-6-1	柳島コミュニティセンター	130	柳島町743-1
原町コミュニティセンター	110	原町1-6-1	八幡コミュニティセンター	130	八幡町259
清門小学校	1300（210）	清門町552	草加西高等学校	2000（320）	原町2-7-1
新栄中学校	1500（210）	新栄町206	獨協大学	10600（1990）	学園町1-1
新田西公民館	100	新栄町243	市民交流活動センター	300	谷塚町752
			合計54箇所	77300【17100】	
【備考】 ①収容人員＝指定避難所の建物延べ床面積×有効面積率÷避難者1人当たり必要面積 ②有効面積率：体育館は全延べ床面積の75%、その他の施設については70%とする。 ③避難者1人当たりの必要面積は3.3㎡とする。 ④収容人員欄の（ ）内は、学校の教室を使用せず、体育館のみを使用した場合の収容人員 ⑤合計欄の【 】内は、学校の体育館及びその他の避難所の収容人員合計					

3 避難路の整備

本市は、震災発生に伴い火災が生じた場合に市民を安全に広域避難地に避難させるための幹線避難路を指定しているが、風水害における避難は、一義的に各避難所への避難であることから、幹線避難路ではなく、本章 第2節 第6に示す緊急輸送道路をもって、風水害における避難路にあてる。

第2節 災害に強い防災体制の整備

本市に災害が発生又は発生するおそれがある場合に、迅速、適切、かつ柔軟に対応するため、平常時からの備えを充実するとともに、災害発生直後の対応力の強化を図り、人的資源と物的資源及び情報を総合的に管理し、効率的で一体的に機能する災害に強い防災体制を構築する。

《災害に強い防災体制の整備に係る事項》

第1 災害活動体制の整備

第2 災害情報収集伝達体制の整備

第3 非常用物資の備蓄

第4 救急・救助体制の整備

第5 災害時医療体制の整備

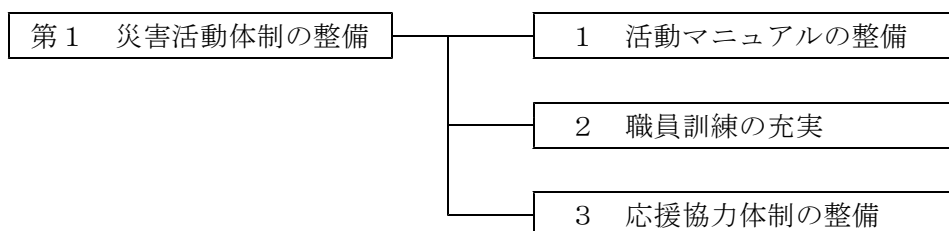
第6 緊急輸送体制の整備

第7 応急仮設住宅対策

第1 災害活動体制の整備【危機管理担当・関係部局】

災害時には、迅速かつ適切な応急活動が重要である。このため、初動体制を始めとする緊急対応体制及び応援協力体制等の災害活動体制を整備する。

ここでは、災害活動体制の整備に関し必要な施策を定める。



1 活動マニュアルの整備【危機管理担当・各部】

個々の職員が、災害発生直後の初動期からその後の時系列的な状況の変化に応じて的確な対応ができるよう、実践的な活動マニュアルを作成し、周知徹底を図る。

なお、活動マニュアルは組織の改編や人事異動等の状況の変化に対応し、毎年検討を加え、必要があると認める場合は修正するものとする。

活動マニュアルの内容は、次の事項とする。

- ① 災害時における各職員が果たすべき役割（防災業務の内容）
- ② 災害時における体制（動員体制等）
- ③ 災害時における参集方法及び参集基準
- ④ 夜間、休日における緊急連絡網

2 職員訓練の充実【危機管理担当・各部】

平常時から職員に対し、本計画に関する十分な知識の習得を図るとともに、その知識に基づく適切な判断力及び行動力の養成を図るため、次の教育訓練を計画的に実施する。

(1) 防災図上訓練

災害時に発生する各種事象を想定したシナリオに基づく災対本部及び各対策部の対応を演習し、各職員の担当業務を確認するとともに対応内容を検証し、防災に関する各種計画及びマニュアル等に反映させる。

(2) 水防訓練

台風や集中豪雨などの大雨における職員の土のう作り及び土のう積み訓練を実施し、水防技術及び水防意識の習熟を図る。

(3) 活動マニュアルの周知徹底

図上訓練や水防訓練等の反復実施により、職員に活動マニュアルの周知徹底と対応能力の向上を図る。

3 応援協力体制の整備 【 危機管理担当・各部 】

(1) 他市町村との相互応援

市は、市の区域に係る災害について適切な応急対策を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、災対法第67条の規定等による応援要請に関し、県内外の市町村と相互応援に関する協力協定を締結している。

今後、災害時の応援要請手続を円滑に行うためのマニュアルを整備するとともに、平常時から協定を締結した市町村と訓練及び情報交換等を実施していく。

また、協定を締結している市町村より応援要請を受けた場合において、直ちに応援の措置が講じられるよう、応援体制を整備する。

□ 協定締結市町村

協 定 名	構 成 団 体
災害時における相互応援及び平素における防災基盤整備に関する協定	足立区、川口市、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市
特例市災害時相互応援に関する協定	各特例市
災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	県内全市町村
災害に対する相互応援及び協力に関する協定	越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町

(2) 市と防災関係機関の応援協力

災害時において、防災関係機関への応援要請等の手続が円滑に行えるよう、あらかじめ要請手続、要請内容、経費負担等に関する事前協議を行い、その内容をマニュアル化し、職員への周知徹底を図るとともに、平常時から訓練及び情報交換等を実施する。

(3) 公共的団体との協力体制の確立

公共的団体と平素から相互の連絡を密にし、協力体制を整えておく、これらの団体の主な協力業務は次のとおりとし、協定等の締結に努める。

- ア 異常現象、危険な場所等を発見した場合は、関係機関に連絡すること。
- イ 震災時における広報等に協力すること。
- ウ 出火の防止及び初期消火に協力すること。
- エ 避難誘導及び避難所内での救助に協力すること。
- オ 被災者の救助、救援業務に協力すること。
- カ 炊き出し及び救助物資の配分に協力すること。
- キ 被害状況の調査に協力すること。

(4) 事業者との協力体制の確立

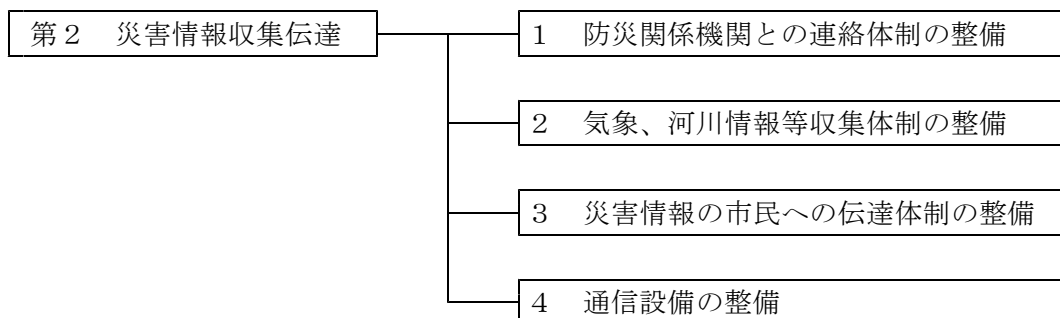
大規模災害時に市が行う応急対策業務に関し、市内等で営業する事業者から被災者に必要な飲料水、食料及び衣料品等を積極的かつ優先的に供給を得られるよう十分に協議し、業者との協定締結に努める。

【資料】

- 震 5－2 「災害時における相互応援及び平素における防災基盤整備に関する協定」
(県南5市・足立区)
- 震 5－5 「特例市災害時相互応援に関する協定」
- 震 5－6 「災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」
- 震 5－1 「災害に対する相互応援及び協力に関する協定」
(東部5市1町)
- 震 12－2 「避難所の相互利用に関する協定」
(県南5市)
- 震 8－6 「災害時における燃料等の供給に関する協定書」
(埼玉県石油商業組合草加支部)
- 震 8－5 「災害時における米穀等の供給に関する協定書」
(草加米商組合いなほ会)
- 震 8－1 「災害時における食料供給の協力要請に関する協定書」
(草加蕎麦商組合)
- 震 8－2 「災害時における食料品、衣料品、日用品等供給の協力要請に関する協定書」
(㈱西友ストアー 草加店)
- 震 8－3 「災害時における食料品、衣料品、日用品等供給の協力要請に関する協定書」
(㈱イトーヨーカ堂 新田店)
- 震 8－4 「災害時における食料品、衣料品、日用品等供給の協力要請に関する協定書」
(㈱稲毛屋 草加谷塚店)
- 震 12－4 「災害時における応急活動の協力に関する協定書」
(獨協大学)
- 震 12－3 「災害時における応急活動及び平素における防災まちづくりの協力に関する協定書」(ダイキン工業㈱東京支社・周辺町会自治会)
- 震 8－7 「災害時における救援物資提供に関する協定」
(三国コカ・コーラボトリング㈱)
- 震 9－1～4 「非常災害時の炊き出し等に関する協定書」
(㈱アイビス・フジ産業㈱・ニッコトラスト㈱ ほか)

第2 災害情報収集伝達体制の整備【建設部・危機管理担当】

災害が発生した場合には、多種多様かつ多量の災害情報が発生する。市及び防災関係機関が防災対策を効果的に実施するためには、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理できるソフト、ハード両面の体制を整備する。



1 防災関係機関との災害情報連絡体制の整備 【危機管理担当】

(1) 通信連絡体制の確立

市及び各防災関係機関は、通信連絡体制を確立する。

(2) 通信連絡方法

通信連絡は、原則として防災情報システム、電話、FAX、携帯電話、防災行政用無線を使用して行う。

2 気象、河川情報、被害情報等収集体制の整備 【建設部、危機管理担当】

情報項目	情報の内容	収集源	伝達手段・経路等
警報・注意報 気象情報	予想される雨量等 警戒すべき災害事項	熊谷地方気象台	防災情報提供システム (気象庁)
気象情報 河川情報	降雨量 ・ 先行雨量 ・ 他地域の降雨状況 ・ 時間雨量の変化 ・ 今後の雨量の予想	気象庁アメダス 気象情報会社 河川事務所 市の巡視活動	防災行政無線システム 気象情報会社システム インターネット 加入電話 防災行政用無線移動局
	河川水位 ・ 水位・流量等の時間変化 ・ ゲートの開閉	河川事務所 県河川砂防課 県土整備事務所 市職員	江戸川河川情報表示機 県河川監視テレメータシステム 遠隔監視システム

被害情報等	・ 河川の溢水 ・ 道路冠水、交通障害 ・ 床上、床下浸水	消防 監視警戒要員 自主防、市民 警察署	防災用行政無線移動局 加入電話 市 L A N
住民の動向	・ 避難状況 ・ 災害時要援護者の状況	施設管理者 避難所勤務要員 消防 自主防、市民 警察署	

3 災害情報の市民への伝達体制の整備

(1) 市民全般への広報

災害情報をいち早く市民に伝える広報媒体としては、市の防災行政用無線、広報車による巡回広報、町会、自治会等への連絡のほか、テレビ、ラジオ等の報道による。このため、市は、あらかじめ報道機関と協定を締結するなどにより連携に努める。

(2) 災害時要援護者等への伝達

ア 災害時要援護者が利用する施設への伝達

社会福祉施設、幼稚園、医療施設等の高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に防災上の配慮を要する者が主として利用する施設に対しては、災害情報を一斉に通報できるよう、市の担当部局ごと、体制を確立する。

夜間、休日等の時間外においては、担当部局から得た、時間外に利用される施設のリストに基づき、消防本部が応急的に伝達し、担当部局は参集後、改めて確定的な通報を実施する。

イ 在宅の災害時要援護者等への伝達

在宅の災害時要援護者等への伝達は、市民一般に対する広報によるほか、本章第3節 第4－1によるものとする。

(3) 地下街等を有する施設への伝達

地下街等を有する施設で、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設に対しては、災害情報を一斉に通報できるよう、市の担当部局が、体制を確立する。

4 通信設備の整備 【 危機管理担当 】

市及び防災関係機関は、防災拠点、出先機関、公共機関、地域住民及び事業所等からの被害情報等の収集と、災害情報等を伝達するための体制を整備する。

(1) 防災行政用無線の維持管理

災害時の情報収集伝達等の通信連絡を確実に実施するため、地区防災拠点、出先機関及び指定公共機関等に配置した移動系防災行政用無線設備の保守管理を徹底するとともに、通信訓練を定期的の実施し、操作、運用の習熟化を図る。

(2) 災害時優先電話の整備

災害時における通信連絡手段の確保を図るため、災害時優先の携帯電話の整備を進める。

(3) 通信施設の電源確保

情報通信機器等が災害時に十分に機能し、有効に活用できるよう、設備、機器の点検整備を実施し、通信設備用の非常用電源の確保に努める。

(4) 防災情報を災害時要援護者等へ一斉伝達できるシステムを検討する。

【資料】

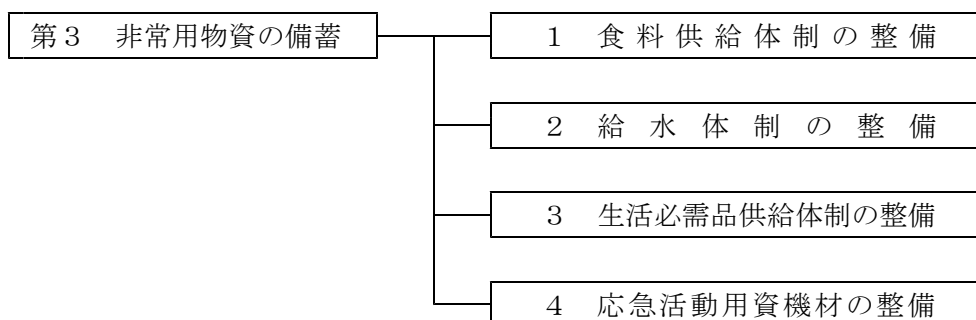
震 4－1～3 「災害時における放送要請に関する協定」

震 4－4 「災害時における放送要請に関する協定実施要領」
(NHKさいたま放送局・テレビ埼玉・エフエムナックファイブ)

水 3－1 「地下街等及び災害時要援護者が利用する施設一覧」

第3 非常用物資の備蓄【消防本部・水道部・危機管理担当】

災害が発生した直後の市民生活を確保するため、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄及び調達体制の整備を推進する。



1 食料供給体制の整備【消防本部、危機管理担当】

(1) 給食用資機材の整備

小中学校等の指定避難所には、給食用資機材を備蓄する。

(2) 食料の供給

ア 食料の備蓄は、県1日、市1日、市民1日の計3日分を基本としている。

小中学校等の指定避難所及び防災備蓄倉庫には1日分の食料を備蓄し、2日目以降については、事前に協定を締結した指定業者等から調達するとともに、必要に応じ県知事に応援を要請するものとする。

イ 乳幼児用粉ミルクについては、指定業者等からの調達と市の備蓄による。

ウ アレルギー対応食品は、指定業者等からの調達による。

□ 食料備蓄の現況

(平成20年4月1日現在)

備蓄場所	備蓄食糧 アルファ化米 (1箱50食入)	クラッカー (1缶70食入)	サバイバルフーズ (雑炊)
全中学校(11校)	35,500食	1,540食	
全小学校(21校)	67,900食	2,800食	
コミュニティセンター(6)	4,700食		
その他の公共施設	10,500食		
草加高架下備蓄倉庫		140食	1,860食
谷塚高架下備蓄倉庫		140食	1,620食
合 計	118,600食	4,620食	3,480食

(3) 備蓄目標

想定避難所避難者数の1日分に相当する222,000食の備蓄に努める。これと併せて、県、市民の食料備蓄及び指定業者からの調達によるものを含め、3日分の非常用食料の備蓄を目標とする。

また、市役所、市消防機関等においては災害対策要員用として、3日分の食料及び飲料水の備蓄に努める。

2 給水体制の整備 【水道部】

(1) 応急給水量の基準

応急給水活動の対象は、災害により上水道施設が被害を受け、水道水の供給が停止した断水世帯及び緊急を要する医療機関等とする。

飲料水の供給量は次の表を目途とするが、施設の復旧状況により段階的に調整する。

□ 段階的な給水目標

段 階	給水目標	給 水 目 的
第1段階	3ℓ／人・日	生活維持に最少限度必要な水量
第2段階	20ℓ／人・日	炊事、洗面、トイレなど最低生活水準を維持するために必要な水量
第3段階	40ℓ／人・日	通常の生活では不便であるが、生活維持が可能な水量
第4段階	応急復旧状況に応じ、順次給水を増量する。	

(2) 飲料水の確保

□ 浄配水場の確保水量

(平成20年4月1日現在)

施 設 名	配水池容量 (m3)	最少確保水量 (m3)	割 合 (%)
氷 川 浄 水 場	1, 2 0 0	1, 0 0 0	8 3
谷 塚 浄 水 場	3, 0 0 0	1, 3 0 0	4 3
旭 浄 水 場	1, 8 0 0	1, 5 0 0	8 3
吉 町 浄 水 場	14, 0 0 0	6, 3 0 0	4 5
中 根 浄 水 場	18, 0 0 0	9, 0 0 0	5 0
新 栄 配 水 場	20, 0 0 0	7, 0 0 0	3 5
合 計	58, 0 0 0	26, 1 0 0	4 5

(3) 応急給水資機材の備蓄

災害時の飲料水の確保及び給水活動の円滑な対応を図るため、緊急時用浄水装置、給水車及び応急給水袋等の応急給水用資機材の整備に努める。

□ 応急給水用資機材の備蓄現況

(平成20年4月1日現在)

資 機 材 名	容 量	保有数量	保 管 場 所
緊急時用浄水装置	4 m ³ ／h	3 5 台	吉町浄水場、各小中学校
給水車	2 m ³	2 台	吉町浄水場

給水タンク	1 m ³	2 基	草加三丁目防災倉庫 谷塚浄水場
風船式水槽	5 0 0 個	5 9 基	各浄配水場、各小中学校、 各公共施設
応急給水用ポリ容器	2 0 個	1, 2 0 0 個	各浄配水場
応急給水袋	4 ~ 1 0 個	4 4, 0 0 0 枚	各浄配水場、各小中学校、 各公共施設
応急給水用じゃ口台	—	9 台	各浄配水場
仮設給水栓用じゃ口 及びスタンドパイプ	—	1 2 台	各浄配水場

(4) 個人備蓄

各家庭においては、平常時から災害等に備えて3日分の飲料水を備蓄するとともに、生活用水として浴槽等に貯水するよう広報し、啓発を図る。

3 生活必需品供給体制の整備 【 消防本部、危機管理担当 】

(1) 生活必需品の備蓄

生活必需品の確保については、防災備蓄品の整備に努めるとともに、協定業者等からの調達及び県等への応援要請により対応する。

また、必要により救援物資として広く援助を求める。

□生活必需品備蓄の現況

(平成20年4月1日現在)

・毛布 ・仮設トイレ ・組立式トイレハウス ・トイレットペーパー
・保存水 ・紙食器セット ・紙おむつ ・生理用品 ・懐中電灯

(2) 備蓄目標

ア 毛布

利根川の浸水想定に基づいて、市内の避難所避難者数を約74,000人として、74,000×1人1枚=74,000枚を目標とする。

イ 燃料・生活用品等

避難所生活等に必要な照明用発電機の燃料及びその他の生活用品についても、備蓄品の整備に努める。

(3) 民間協力体制の整備

被害想定に基づいた備蓄品の整備を進めるとともに、生産者及び販売業者等と協議を行い、協力を得られるよう業者等との物資調達に関する協定の締結及び協定の更新に努める。

(4) 供給品目の検討

市民の基本的な生活を確保する上で必要な物資のほか、避難所における被災者のプライバシーや生活環境にも配慮し、簡易間仕切りや衛生用品等の備蓄に努める。

4 応急活動用資機材の整備【消防本部】

(1) 応急活動用資機材の備蓄

災害時における迅速かつ適切な救出、救護活動を実施するために必要な資機材等について備蓄品の整備を進める。

(2) 自主防災組織等の活用

発災直後の救助、救出活動は、各地域の住民及び自主防災組織等による、自発的かつ迅速な実施によって成果が期待されることから、市が備蓄している応急活動用資機材を各自主防災組織等が活用できるよう配慮するとともに、自主防災組織等が保有する応急活動用資機材の配備状況等も勘案して、備蓄品の整備を行う。

□応急活動用資機材備蓄の現況

(平成20年4月1日現在)

- ・発電機 (2.2Kw) ・投光器一式 ・ガソリン缶詰 (混合ガソリンを含む。)
- ・救助用具セット (バール、大ハンマー、油圧ジャッキ、のこぎり等)
- ・エンジンカッター ・チェーンソー ・可搬式ウインチ ・車両移動器具
- ・担架 ・大型救急箱 ・防水シート ・電子メガホン ・かまどセット
- ・緊急時用浄水装置 ・風船式水槽 ・移送、移動用具 (折り畳み式リヤカー、自転車)

第4 救急・救助体制の整備【消防本部】

災害発生時には、救急・救助を必要とする被災者及び傷病者の発生が予想されることから、災害時における救急・救助体制を確立し、関係機関との密接な連携の下、迅速かつ適切な活動体制を整備する。

1 救急・救助体制の充実

災害発生時には、広域的に同時多数の救急救助活動が必要になると予想される。このため、災害時における初動体制を確立し、関係機関との連携（活動資機材等の調達を含む。）を密にして、救急救助活動の万全を期する。

また、より高度な知識、技能を有する救助隊員の育成に努めるとともに、必要な資機材を整備し、迅速かつ円滑な人命救助活動の実施体制の充実強化に努める。

(1) 救急活動の強化

高規格救急車の整備を始め、救急救命士の養成、専門研修や再教育等の救急隊員教育の充実に努め、病院前救護（救急救命処置）の質の向上を図るとともに、市民に対する普通救命講習等を積極的に実施し、応急手当の普及啓発活動による救命率の向上を図る。

ア 資機材の整備

災害時の救急活動及び交通事故、火災爆発等による多発傷病者発生時に必要な救急資機材の整備を図る。

(2) 救助活動の強化

災害時における救助体制の強化を図るため、特別救助隊の充実強化に努めるとともに、救助用資機材の、消防署、消防団機械器具置場及び自主防災組織の活動拠点等への配備に努める。

また、救助活動に当たっては、浸水により車両の通行が困難になることも予想されることから、必要に応じ、船舶・ボートによる救助活動を図る。

ア 救助機動力の整備

災害時の人命救助活動をより効果的に行うため、市消防機関の救助用資機材の充実に努める。

イ 救助用資機材の活用

多発する救助事案に迅速かつ効果的に対処するため、市職員、市民及び自主防災組織による救出活動に対して、防災備蓄倉庫及び自主防災組織等が保有する救助用資機材の有効活用を図る。

(3) 救急医療機関との連携強化

市立病院、医師会、歯科医師会、救急告示医療機関及び救急協力機関等との連携を強化し、円滑な救急活動の実施に万全の体制を図る。

ア 平常時の協力に必要な確認事項

(ア) 救急患者の受入れ体制

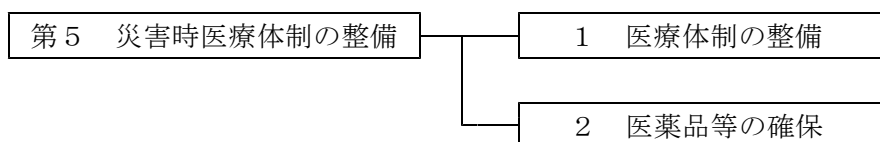
(イ) 診療時間外及び休診日等の対応

(ウ) 診療科目及び宿直医の担当科目

- (エ) 通常時の連絡手段
- (オ) その他、救急活動に必要な事項
- イ 非常時の協力に必要な確認事項
 - (ア) 医療機関別傷病者収容能力
 - (イ) 医療救護班の編成と出動体制
 - (ウ) 病院車両の出動体制
 - (エ) 救急救護所開設への協力体制

第5 災害時医療体制の整備【健康福祉部】

ここでは、大規模な風水害等が発生した場合の応急医療体制を確保するため、災害時の医療体制の整備に必要な施策（初動期医療体制及び後方医療体制、医薬品等の確保）について定める。



1 医療体制の整備 【健康福祉部、関係部】

災害時において、被災状況に即応した医療救護活動が実施できるよう、関係医療団体等と協議し、医療体制の整備に努める。

(1) 初動医療体制の整備

市及び関係機関は医療関係の各団体等と連携、協力して、発災初動期の医療救護活動が円滑に実施できるよう体制の整備に努める。

ア 医療救護活動の実施手順

被災地内における医療救護班の編制及び出動に関しては、各医療従事者の所属する病院又は診療所の被災状況によって異なることから、被災地内の診療可能な病院又は診療所の把握を優先して行い、次の活動方針に基づき実施する。

□ 医療救護班の活動方針

医療機関の被災程度	基本的活動方針
被災の程度が大きく 診療不能な医療機関の 医療従事者	市等が設置した医療救護所又は診療行為が可能な病院等において、医療救護班としての活動に従事する。
被災の程度が小さく 診療可能な医療機関の 医療従事者	原則として、発災後3日間程度は昼夜を問わず負傷者の受入れ等を行い、病院又は診療所内での診療を継続し、医療救護班としての活動は行わない。

イ 医療救護所の整備

市は、災害初動期における医療救護活動の在り方等について、（社）草加八潮医師会、草加歯科医師会、草加市薬剤師会等と締結した防災基本協定及び今後策定される実施細則に基づき、地区防災拠点となる市内各中学校等への医療救護所の設置について調整を図り、その整備等の推進に努める。

ウ 医療救護班の編制

市は、発災直後から迅速かつ円滑に医療活動が行えるよう、医療救護班の編

成について（社）草加八潮医師会と締結した防災基本協定及び今後策定される実施細則に基づき、関係団体等との連携と協力の下に体制づくりの推進に努める。

エ 自主防災組織等による自主救護体制

市は、町会、自治会及び自主防災組織等が、避難所及び医療救護所等において、軽症の負傷者等に対して応急処置や救護活動の協力を行う等の、自主救護体制の整備に努める。

(2) 後方医療体制の確立

市内の医療機関では対応できない重症者や、高度な医療及び救命処置が必要な傷病者に対応する広域後方医療支援体制について、県と協議を行い、その体制の確立に努める。

県内の救命救急センター及び災害拠点病院は次のとおりである。

□ 救命救急センター

施 設 名	所 在 地
川口市立医療センター	川口市西新井宿 1 8 0
埼玉医科大学総合医療センター	川越市鴨田字辻道町 1 9 8 1
埼玉医科大学国際医療センター	日高市大字山根字稲荷山 1 3 9 7 - 1
深谷赤十字病院	深谷市上柴町西 5 - 8 - 1
さいたま赤十字病院	さいたま市中央区上落合 8 - 3 - 3 3
獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷 2 - 1 - 5 0
防衛医科大学校病院	所沢市並木 3 - 2

□ 災害拠点病院

施 設 名	所 在 地
川口市立医療センター	川口市西新井宿 1 8 0
自治医科大学附属さいたま医療センター	さいたま市大宮区天沼町 1 - 8 4 7
埼玉医科大学総合医療センター	川越市鴨田字辻道町 1 9 8 1
北里大学北里研究所メディカルセンター病院	北本市荒井 6 - 1 0 0
(社福) 恩賜財団 埼玉県済生会栗橋病院	栗橋町小右衛門 7 1 4 - 6
深谷赤十字病院	深谷市上柴町西 5 - 8 - 1
さいたま赤十字病院	さいたま市中央区上落合 8-3-33
さいたま市立病院	さいたま市緑区大字三室 2 4 6 0
獨協医科大学越谷病院	越谷市南越谷 2 - 1 - 5 0
防衛医科大学校病院	所沢市並木 3 - 2
(社福) 恩賜財団 埼玉県済生会川口総合病院	川口市西川口 5 - 1 1 - 5
埼玉医科大学国際医療センター	日高市大字山根字稲荷山 1 3 9 7 - 1

(3) 搬送体制の確保

病院又は診療所等から、後方医療機関等への重篤な傷病者の搬送、又は市域外への広域搬送（二次搬送）が必要となる場合に対応できるよう、救急車及びヘリ

コプターを利用した搬送方法について、次の事項等に留意して、あらかじめ関係機関と協議し、十分な連携の下に、搬送体制の確保に努める。

ア 臨時ヘリポートの活用

陸上交通の途絶又は渋滞等の状況下においても、ヘリコプターを利用した救急搬送体制を確保するため、あらかじめ指定した臨時ヘリポートを活用する。

《参照》 「第1章 第2節 第6 3 臨時ヘリポートの確保」

(4) 広域医療協力体制の整備

大規模災害の発生時には、多数の負傷者が発生するものと予想される。

また、被災状況によっては、医療救護活動に当たる医師、看護師等の不足や医薬品及び医療資機材の不足等も生じる可能性が高いため、県内外の各地域からの応援による広域医療協力の体制について、県と協議し整備に努める。

2 医薬品等の確保 【健康福祉部、関係部】

(1) 医薬品等の備蓄

大規模災害の発生後は、多数の市民が避難所等に集中するものと予想されることから、軽症者や一時的な体調不良者に対する応急手当等に使用する災害用救急箱を、各避難所に備蓄するよう努める。

また、各避難所に開設する医療救護所に係る医薬品等の備蓄に関しては、専門的見地から関係医療団体等と協議し、内容等を調整して整備に努める。

(2) 医薬品の調達

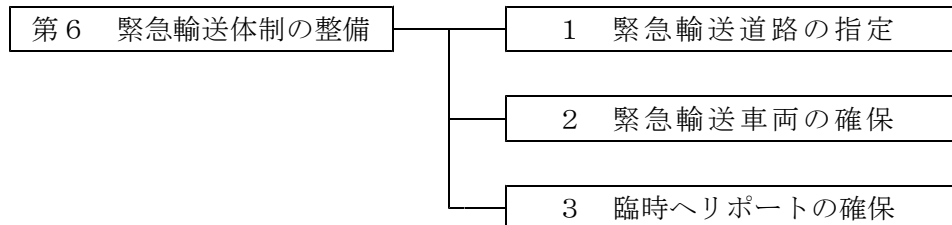
市は、医療救護活動用の医薬品が不足した場合における調達等に関して、市薬剤師会及び医薬品業者等と協定を締結するなどにより、調達体制の整備に努める。

(3) トリアージタグの備蓄

負傷程度に応じて優先度を色別表示したトリアージタグ（負傷者選別標識）について、市薬剤師会及び医薬品業者等との協定において備蓄体制の整備を図るとともに、医師会及び医療関係団体等と、時間帯及び曜日による体制の違いも考慮した効果的な使用方法等について検討する。また、検討の成果を踏まえた訓練を実施する。

第6 緊急輸送体制の整備【建設部・関係部局】

災害時の緊急輸送力を確保するため、緊急輸送道路、車両、臨時ヘリポートを整備及び確保する。



1 緊急輸送道路の指定

市は、災害時の緊急輸送を効率的に行うため、県の指定する緊急道路網を踏まえ、避難所など市の主要な防災施設へアクセスする緊急輸送道路として次の路線を指定する。

□ 草加市内緊急輸送道路 (平成20年4月1日現在)

指定者	路線名(愛称名)	管理者
草加市	1 市道1011、1022号線(そうか公園通り)	草加市
	2 市道1020号線(松原文化通り)	
	3 市道20415、20421号線	
	4 市道2040号線(山王通り)	
	5 市道1029、1030、30162号線(氷川神社通り)	
	6 市道1026、30096号線(男女土橋通り)	
	7 市道10395号線(三町稲荷通り)	
	8 市道2004、2007号線(さざん花通り)	
	9 市道1002号線(川戸通り)	
	10 市道10011号線(メタセコイア通り)	
	11 市道40119号線(あずま通り)	
	12 市道1007号線(金明通り)	
	13 市道1013号線(青柳東通り)	
	14 市道1025号線(獨協大学通り)	
	15 市道2086号線(花栗通り)	
	16 市道1040号線(記念体育館通り)	
	17 県道平方・東京線	埼玉県
	18 県道金明町・鳩ヶ谷線	
	19 県道川口・草加線	
	20 県道草加・八潮・三郷線	
	21 県道越谷・八潮線(産業道路)	

	2 2 県道吉場・安行・東京線		
	2 3 県道越谷・鳩ヶ谷線		
埼玉県	2 4 国道 4 号	第一次特定	国土交通省
	2 5 国道 4 号（東埼玉道路）	第一次	
	2 6 国道 2 9 8 号	第一次特定	
	2 7 県道草加・流山線	第一次	埼玉県
	2 8 県道さいたま・草加線	第一次、第二次	
	2 9 県道足立・越谷線	第一次	
	3 0 県道川口・草加線	第一次	
	3 1 県道吉場・安行・東京線	第一次	
	3 2 県道松戸・草加線	第二次	
	3 3 県道台東・鳩ヶ谷線	第一次	

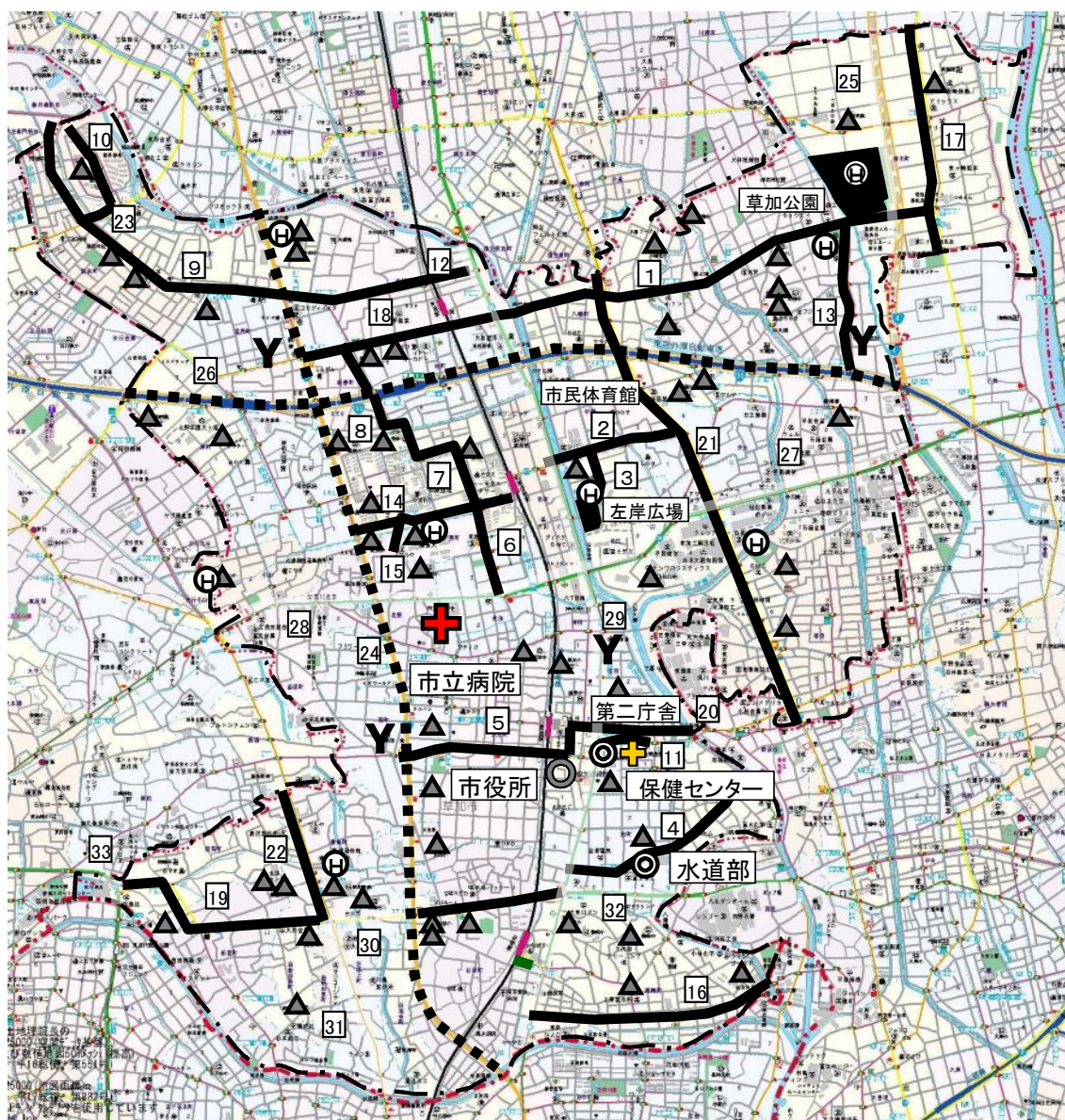
※ 県緊急輸送道路の指定区分

第一次特定：高速道路や国道など 4 車線道路とこれらを補完する広域幹線道路

第一次：地域間の支援活動としてネットワークされる主要路線

第二次：地域内の防災拠点（県庁舎、市町村役場、公立病院、警察署など）を連絡する路線

□ 草加市内緊急輸送道路図



凡 例			
	市指定緊急輸送路		市集積場
	県第1次特定緊急輸送路		臨時ヘリポート
	県第1次／2次緊急輸送路		指定避難所
	路線の一環番号		消防署・分署

2 緊急輸送車両の確保【総務部】

災害応急対策活動において、人員及び物資の輸送を迅速かつ円滑に行うことは、極めて重要である。効率的に緊急輸送を実施するため、輸送用車両を確保し、関係機関及び企業等からの調達体制の整備に努める。

(1) 輸送用車両の確保

災害時における人員及び物資等の緊急輸送用の車両は、市が保有するすべての車両を充てる。

必要な車両が不足する場合には、草加市建設業振興会及び県トラック協会草加支部等に協力を依頼するとともに、埼玉県及び関係機関に対し、調達のあっせん、人員及び物資の輸送を要請する。

(2) 協力体制の整備

緊急輸送力を確保するため、緊急輸送時に使用が想定される車両については、災害後に迅速に調達ができるよう、関係機関、関連企業と協定等の締結による協力体制を構築し、災害時の緊急輸送用車両等の確保に努める。

(3) 燃料の確保

市は、災害時における応急対策用車両等の燃料を確保するため、あらかじめ県石油商業共同組合草加支部と協定を締結し、調達体制の明確化を図っている。

【資料】

震 8－6 災害時における燃料等の供給に関する協定書（埼玉県石油商業組合草加支部）

3 臨時ヘリポートの確保 【健康福祉部、消防本部】

陸上交通の途絶若しくは道路渋滞等の状況下における、輸送力の確保及び重篤な救急患者の広域搬送においては、ヘリコプターの活用を図るため、臨時ヘリポートとして使用可能な場所を関係機関と協議して選定し、あらかじめ指定して搬送体制の整備に努める。

風水害においては、これらのうち、浸水に冒されていない施設、あるいは水引後の使用可能となった施設を適宜用いる。

☐ 草加市内の場外離着陸場 (平成19年4月1日現在)

設 置 場 所 施 設 名	所 在 地
綾瀬川左岸広場	松江1-54-30
草加市総合運動公園	青柳7-70-10

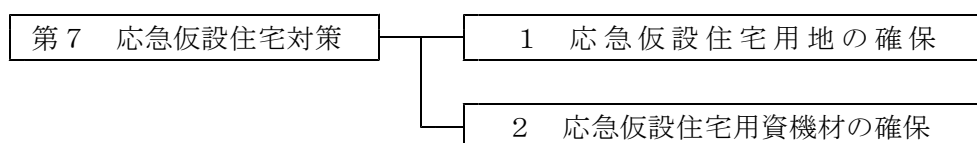
☐ 草加市内の緊急離着陸場 (平成20年11月14日現在)

設 置 場 所 施 設 名	所 在 地
工業団地公園野球場	稲荷5-14-24
獨協大学グラウンド	学園町1-1
埼玉県立草加南高等学校	柳島町66
市立新田中学校	長栄町767
そうか公園	柿木町272-1
ダイキン工業(株)グラウンド	松江2-15-1
市立小山小学校	小山2-8-1

第7 応急仮設住宅対策【都市整備部・関係部局】

災害による家屋への浸水、暴風等の被害により家屋を失い、自らの資力で住宅を確保することができない被災者に対して、一時的な住居の安定を図るため速やかに仮設住宅を建設し貸与する必要がある。

このため、建設用地の確保等の応急仮設住宅供給体制の整備に努める。



1 応急仮設住宅用地の確保 【都市整備部】

(1) 応急仮設住宅適地の基準

応急仮設住宅の用地を確保する際は、そこに居住する被災者の生活環境をできる限り考慮する必要がある。このため、早期に応急仮設住宅の需要を調査し、必要な住戸数を決定した上で、応急仮設住宅適地の基準を次のように設定して、適切な用地選定を行うものとする。

- ① 飲料水が得やすい場所
- ② 保健衛生上適当な場所
- ③ 交通の便を考慮した場所
- ④ 住居地域と隔離していない場所

(2) 応急仮設住宅用地の選定

応急仮設住宅適地の基準に従い、かつ、被害状況に応じて市有地等から建設可能な応急仮設住宅建設予定地を選定する。

(3) 適地調査

市は、応急仮設住宅の適地調査を行い、建設可能敷地の状況について年1回、県に報告する。

2 応急仮設住宅用資機材の確保 【総合政策部、都市整備部】

市は、速やかに応急仮設住宅を建設できるよう、(社)県建設業協会及び関係団体等との協定について検討し、建設資機材の確保に努める。

第3節 市民の協力による防災対策

市民や事業所等の日ごろの災害への備えと災害時の的確な対応が、被害を軽減する上で最も大きな力となることは、これまでの多くの事例が示しているところである。

このため、自主防災組織の育成強化、市民の防災思想・防災知識の普及・啓発、ボランティア活動の環境整備等を図り、市民・事業所等との連携による防災体制の構築を推進する。

また、災害時に身体・生命を守る自衛能力が不足している高年者や障がい者及び言葉や文化が異なり災害時に迅速で的確な行動が取りにくい外国籍市民等の、いわゆる災害時要援護者に配慮した防災体制の整備を推進する

第1 防災意識の高揚

第2 防災訓練の充実

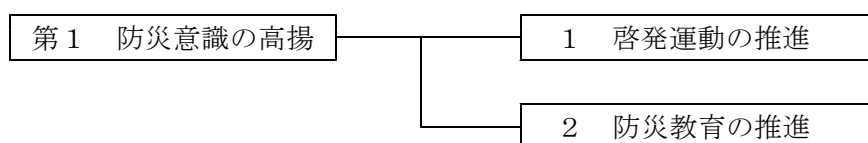
第3 自主防災組織等の育成・強化

第4 災害時要援護者の安全確保

第5 ボランティアとの連携

第1 防災意識の高揚【消防本部・教育総務部】

災害による被害を防止し又は軽減するためには、市及び防災関係機関等による各種の災害対策の推進とともに、市民の果たす役割は極めて大きい。そのため、市が市民に対し生涯を通じて体系的な教育を行うことにより、市民の災害対応力を高めるとともに、市民が地域を守る一員としての役割を認識し、積極的に防災学習に取り組むための環境の整備を行う。



1 啓発運動の推進【消防本部、建設部】

市民を対象とする防災知識の普及を図るため、PR資料の作成及び防災教育用設備や資機材の貸出し、講演会や研修会を開催する。

また、市ホームページも活用した防災広報の充実を図り、災害に対する知識の普及や防災意識の高揚に努める。

(1) 広報紙等による防災知識の普及

市発行の広報紙への防災関連記事の掲載や、市のホームページ等で防災知識等の普及・啓発を図る。

(2) PR資料の作成配布

防災知識の普及・啓発を図るため、防災に関するポスター、リーフレット、小冊子等のPR資料を作成し配布する。

2 防災教育の推進【教育総務部】

学校における防災教育は、安全教育の一環として学校行事や特別活動を中心に教育活動の全体を通じて行う。特に避難、災害発生時の危険回避及び安全な行動の仕方については、児童生徒の発達段階に即した指導を行う。

(1) 学校行事としての防災教育

防災意識の全校的な高揚を図るため、避難訓練や保護者による引渡し訓練、防災の専門家、災害体験者等による講演会等を実施する。

(2) 教科等による防災教育

小学校及び中学校における各授業を通して、自然災害の発生の仕組み、現在の防災対策及び災害時の正しい行動及び災害時の危険箇所等について、効果的な教材等を活用しながら教育を行う。また、児童生徒が防災を自分たちの問題として

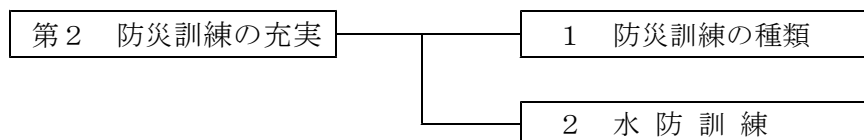
認識させるために、再度身の回りの環境を見直したり、消防署の見学・地域の防災点検や防災マップの作成等の体験活動を通して、適切な判断・行動ができるよう指導する。

(3) 教職員に対する防災教育

災害時の教職員の取るべき行動とその意義、児童生徒に対する防災教育要領、負傷者の応急手当要領、火災発生時の初期消火要領、被災した児童生徒の心のケア及び災害時に特に留意する事項等について研修を行い、その内容の周知徹底を図り、災害に対する教職員の対応力の向上を図る。また、校内における定期的な安全点検を実施し、児童生徒の安全環境を整えるとともに、防災意識の高揚を図る。

第2 防災訓練の充実【消防本部】

災害時の応急対策活動を円滑に実施するには、防災業務に従事する職員等のみならず、市民自らが防災に係る実践的能力を習得し、防災関係機関と市民の連携による災害対応能力を高める必要があり、このための各種防災訓練を継続的に実施する。



1 防災訓練の種類 【消防本部、危機管理担当】

(1) まちなか防災訓練

まちなか防災訓練は、大規模な地震及び災害の発生を想定し、防災に係る実践的能力を習得するため、市民が主体となり、市消防機関、その他、防災関係機関が支援、協力して、毎年、一地区が実施する。

(2) 事業者、自主防災組織及び市民の訓練

災害時の行動に習熟するため、住民相互の協力の下、日ごろから訓練を行い、自らの生命及び財産の安全を確保する。

ア 事業所の訓練

学校、病院、工場、事業者等及びその他の消防法で定められた防火対象物の管理者は、その定める消防計画に基づき消火・通報及び避難訓練を実施する。

また、地域の一員として地域の防災組織の実施する防災訓練にも積極的に参加する。

イ 自主防災組織の訓練

各自主防災組織は、市民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るために、市消防機関の指導の下、地域の事業者とも協調して組織的な訓練を実施する。

ウ 市民の訓練

防災関係機関は、災害時における市民一人一人の行動の重要性にかんがみ、防災訓練に際して広く市民の参加を求め、市民の防災知識の普及・啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努める。

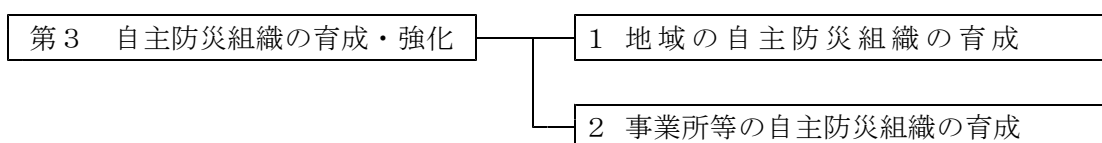
また、市民は防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・自主的な参加、家庭での防災会議の実施等の防災行動を継続的に実施する。

2 水防訓練【建設部】

台風や雷雲などによる集中豪雨などの大雨に対する水防訓練として、市職員の水防技術及び水防意識の向上のため、土のう作り及び土のう積み訓練を実施し、実際に災害が起こった時に最小限に防ぐことを目的として実施する。

第3 自主防災組織等の育成・強化【消防本部】

大規模な災害時には、市・消防・警察署等の防災関係機関は、組織の全機能を挙げて防災活動を行うこととなるが、道路及び橋梁等の損壊や通信施設の途絶等により災害対策活動が阻害されることが予想される。そこで、市民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識の下、災害から身体及び財産を守るため自主的な防災活動を行う組織が必要となる。このため自主的な防災活動が効果的に行われるよう、各地域ごとの自主防災組織の育成を図るとともに、日ごろから防災意識の高揚と防災知識の普及に努め、防災体制の強化を推進するものとする。



1 地域の自主防災組織の育成 【消防本部】

災害による被害の発生を防止し、又は軽減するためには、行政のみならず市民の自主的な防災活動が重要である。このため、地域の実情に応じて自治会等を中心とした自主防災組織の育成を図る。

(1) 自主防災組織の結成促進

市は、自主防災組織の結成を促進するため、あらゆる機会をとらえて地域における自主防災組織の重要性を啓発し、自治会等を中心とする地域に密着した自主防災の組織率の向上を推進する。

<現況>

市内には110の町会・自治会があり、平成20年4月現在、123の自主防災組織が結成されている。

<目標>

ア 広報活動

広報紙等を活用し、自主防災に関する認識を深める活動を積極的に展開する。

イ 講演会・説明会等の開催

町会・自治会長等を対象として、自主防災に関する講演会を開催するとともに、市内各地において自主防災組織づくりに関する説明会等を開催する。

ウ 自主防災組織づくりの支援

自主防災組織を設置するために必要な資料等を提供するとともに、自治会等を中心とした自主防災組織の結成を推進するための支援を行う。

(2) 自主防災組織の育成

市は、自主防災組織の防災知識・技術の向上を図るため、市消防機関と連携を図り、パンフレット等の作成・配布及び防災訓練への助言、指導を行うとともに、自主防災組織に対してリーダーの育成や組織の強化等に対する支援を行うものとする。

(3) 自主防災組織への支援

市は、市民の自主防災組織が活動する上で必要な防災資機材や備蓄物資の整備及び諸活動に対し支援を行うものとする。

2 事業所等の自主防災組織の育成 【 消防本部 】

大規模な災害が発生した場合は、行政や市民のみならず、市内の各事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防止する上でかなめである。このため、市内の事業所等の自主防災組織の育成を図る。

(1) 自主防災組織の設置

市は事業所等に対し、防火管理者等を主体とした自主的な防災組織の設置を促進するよう指導を行う。

(2) 自主防災組織の育成

市は事業所等の自主防災組織に対し必要な指導、助言を行い、自主的な防災組織の育成を図る。

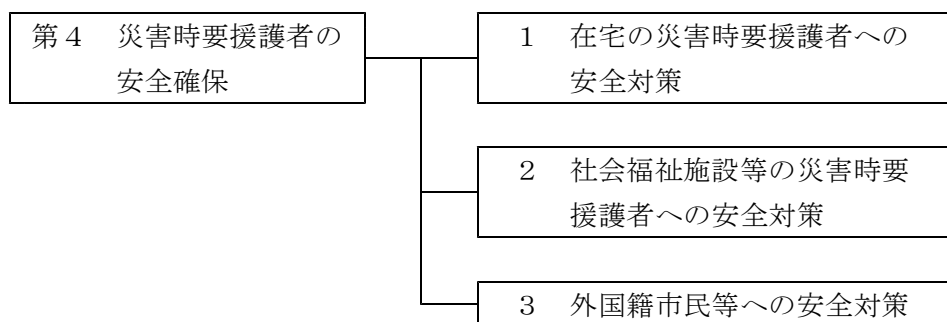
また、事業所等の管理者は、防災活動に関する技術向上のための防災訓練、講習会等を実施し、自主防災組織の活動力の強化を図る。

□ 自主防災組織の活動内容

活動項目	平常時の活動	災害発生時の活動
情報連絡	・ 防災意識、知識の普及啓発	・ 情報の収集、伝達及び広報
消 火	・ 消火訓練	・ 初期消火
救出救護	・ 資機材の備蓄、保守管理 ・ 資機材の使用訓練 ・ 救出及び救急訓練	・ 人命救助 ・ 応急処置 ・ 救急搬送協力
避難誘導	・ 避難誘導訓練	・ 避難誘導
給食給水	・ 炊き出し等訓練、給水訓練	・ 給食、給水(避難所運営支援)

第4 災害時要援護者の安全確保【健康福祉部】

災害時要援護者（災害時に自らの身体及び生命を守る能力が十分でない高年者、身体障がい者、精神障がい者、知的障がい者、養育に欠ける児童、病人、乳幼児、妊婦、及び言葉や文化が異なり災害時に迅速な行動が取り難い外国籍市民等）の被災時における安全を確保するために必要な施策を定める。



1 在宅の災害時要援護者への安全対策 【健康福祉部】

在宅の災害時要援護者が、正しい情報や支援を得て適切な行動を取るために必要な対策を推進するとともに、自主防災組織や地域住民による協力体制の確立に努める。

(1) 避難支援プラン(個別計画)の作成

市は、災害時要援護者への効果的な救援・援護を行うため、災害時要援護者ごとに個別の避難支援プランの作成を進めるものとする。

(2) 災害時要援護者の把握

市は災害時に要援護者に適切な支援を行うため、公的福祉サービスの利用状況等をもとに災害時要援護者台帳を作成し、その定期的な更新を行う。

また、町会、自治会及び自主防災組織等の協力を得て、65歳以上の一人暮らし、寝たきり及び体の弱い高年者、障がい者、児童等の状況の把握に努め、必要に応じて災害時要援護者台帳の加除をするものとする。

(3) 緊急通報システムの活用

現在、高年者及び障がい者が利用している緊急通報システムを活用して、災害時における迅速な救助活動を行うため、利用の対象となる災害時要援護者に対して、このシステムの普及を図る。

(4) 障がい者災害時メール配信システムの運用

市は、障がい者に対し、災害時メール配信システムを運用し防災行政用無線情報を配信する。

(5) 防災知識の普及・啓発

市は、防災知識の普及、啓発に努める。また、自主防災組織等が行う防災訓練に際しては、災害時要援護者に対する訓練を実施するよう指導し支援する。

(6) 安心カードの普及

災害時要援護者への効率的な支援と救護等を行うため、現在利用している安心カードの普及に努める。

2 社会福祉施設等の災害時要援護者への安全対策 【健康福祉部】

(1) 社会福祉施設等の安全対策

社会福祉施設等の管理者は、消防法に基づく消防計画の作成のほか、大規模な災害の発生を想定した防災計画及び緊急時の施設職員の初期対応や、指揮系統を定めたマニュアルを作成し、職員及び入所者の安全対策の確立に努める。

ア 緊急連絡体制の整備

災害発生時に迅速に対応するため、施設職員及び入所者の家族等と速やかに連絡が取れるよう、緊急連絡体制の確保に努める。

イ 避難誘導體制の整備

災害時における入所者の避難のため、非常口等の避難路を確保し、入所者等を所定の避難所等へ誘導及び移送する体制の整備に努める。

ウ 食料・防災資機材の備蓄

被災後の自立を図るため、次の物資等の備蓄に努める。

(ア) 非常用食料、飲料水、常備薬、介護用品等（いずれも3日分）

(イ) 移送用具（ストレッチャー、担架、車椅子）

(ウ) 照明器具、熱源、燃料等

エ 防災教育の実施

施設職員及び入所者に対し、防災に関する講習会の開催等の総合的な防災教育の実施に努める。

(2) 社会福祉施設等と地域の連携

災害時に施設入所者が迅速に避難するためには、施設関係者だけでなく地域住民等の協力が必要であり、社会福祉施設等の管理者は、平常時からその地域内の町会、自治会及び自主防災組織あるいは事業所等との協力体制の確保に努める。

(3) 防災訓練の充実

市は、施設管理者に対し、防災訓練の実施及び内容の充実を図るよう指導する。

(4) 災害時要援護者の受入体制の整備

市は、社会福祉施設等に対し、在宅又は避難所で生活できない高年者及び障がい者等を施設へ受け入れる福祉避難所の整備に向けた協定の締結に努めるとともに、災害時に迅速な一時入所等の措置が講じられるよう、協力体制の整備を図る。

(5) 施設間の相互支援の確立

市は、災害により施設の建物が破損した場合等は、入所者を一時的にほかの施設に避難させたり、他の施設の職員が応援する等により、地域内の施設が相互に支援できる体制の確立に努める。

3 外国籍市民等への安全対策【自治文化部、関係部】

災害時における日本語を十分に理解できない人や日本と異なる文化を有する人（以下「外国籍市民等」という。）に対しては、市は必要な対策の推進に努める。

(1) 外国籍市民等の所在把握

日常時における外国人登録の推進を図り、外国籍市民等の人数や所在を把握する。

(2) 外国籍市民等に配慮した防災基盤の整備

避難場所の表示等、災害に関する案内板について、ふりがな付き日本語や外国語の併記表示を進める等、外国籍市民等にも分かりやすい案内板の整備に努める。

(3) 防災知識の普及・啓発

ふりがな付き日本語や外国語による防災に関するパンフレットを作成・配布し、外国籍市民等への防災知識の普及・啓発に努める。

(4) 防災訓練の実施

外国籍市民等の防災への行動認識を高めるため、各地域の防災訓練への参加について積極的な呼び掛けに努める。

(5) 語学ボランティアの確保

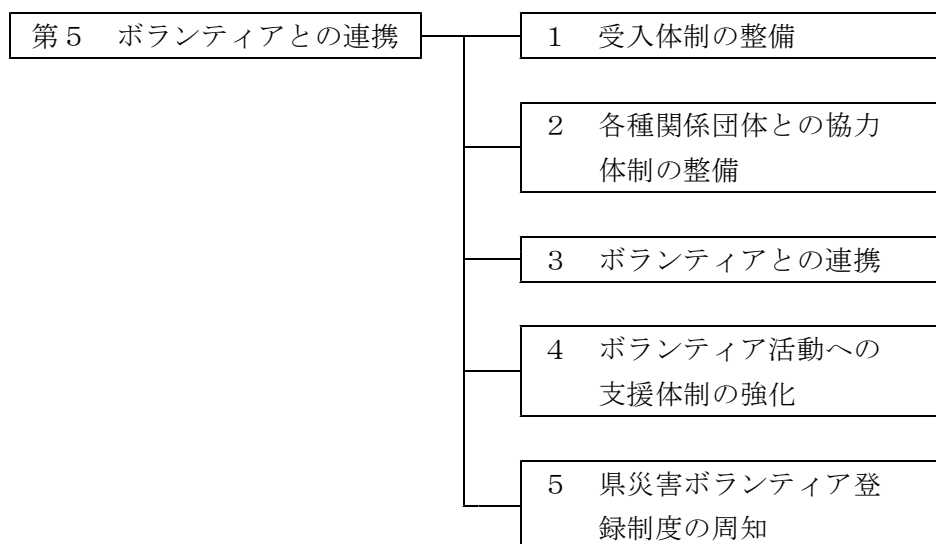
外国籍市民等が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるよう、語学ボランティアの確保を図る。

なお、語学ボランティア登録者は「災害時における窓口通訳者マニュアル」に基づいて活動を行う。

第5 ボランティアとの連携【自治文化部】

災害時におけるボランティア活動は、被災地の救援、救護活動において重要な役割を担うことから、市は、民間団体あるいは個人ボランティアとの連携、協力の仕組みを、平常時から構築しておく必要がある。

ここでは、災害時にボランティアとの連携と協力が円滑に行えるような環境を整備するために必要な施策を定める。



1 受入体制の整備【自治文化部・健康福祉部】

市は、大規模な災害時に、ボランティア団体等を円滑に受け入れるために、市社会福祉協議会やボランティア団体との連携と協力体制を整備するよう努める。

2 各種関係団体との協力体制の整備【自治文化部・関係各部】

市は、市民ボランティア及び専門職ボランティア等の各種関係団体と、災害時に連携して応急対策が行えるよう、防災に関する啓発活動や防災訓練の実施を通じて連絡を密にしておくとともに、ボランティア団体との間に非常時の情報伝達体制を構築するなど、平素からボランティア関係団体とのネットワーク化を図るよう努める。

3 ボランティアとの連携【自治文化部・関係各部】

(1) 各種関係団体との協力体制の整備

ア 主に一般ボランティアに要請する項目

- (ア) 生存者の救出
- (イ) 負傷者の応急手当及び避難所、病院等への搬送
- (ウ) 避難所運営
- (エ) 炊き出し、飲料水の運搬等

- (オ) 救援物資の配分及び運搬等
- (カ) 安否確認業務
- (キ) 災害時要援護者の日常生活の介助業務
- (ク) 生活関連情報の収集及び被災地への提供
- (ケ) その他の情報収集、広報活動

イ 主に専門職ボランティアに要請する項目

- (ア) 生存者救出活動への協力（建設業者等）
- (イ) 負傷者の応急手当及び医療救護所での協力（看護師等）
- (ウ) 広報広聴活動への協力（外国語通訳、手話通訳）
- (エ) 情報収集（アマチュア無線、タクシー無線の技術者）
- (オ) 救援物資等の運送及び配分（運送事業者）
- (カ) 道路の応急復旧活動、公共施設等の応急復旧作業（建設業者等）
- (キ) 建物の応急危険度判定調査（建築士、応急危険度判定士）
- (ク) 避難所における健康管理（保健師、看護師）
- (ケ) 法律相談、税務相談等（弁護士、税理士）
- (コ) 移動困難者への協力（ガイドヘルパー）

4 ボランティア活動への支援体制の強化【自治文化部・健康福祉部】

市は、大規模災害が発生した場合に、災害ボランティアの活動拠点となる「災害ボランティアセンター」を獨協大学内に設け、場所を提供し活動資機材等を貸与する。

5 県災害ボランティア登録制度の周知【自治文化部・健康福祉部】

県は、災害ボランティアとして活動を希望する県内在住の個人及びグループを対象とする災害ボランティアの登録を行い、必要な研修を実施するとともに、ボランティアに関する情報の提供を行っている。市は、市民に対しこの制度についてパンフレット及び広報等により周知を図り、積極的に登録の呼び掛けに努める。

【資料】

震 1 2 - 3 災害時における応急活動及び平素における防災まちづくりの協力に関する協定書（ダイキン工業）

震 1 2 - 4 災害時における応急活動の協力に関する協定書（獨協大学）

第4節 調査研究

風水害は、強風や降雨の規模とともに地域に固有の自然条件や社会条件と密接に関係するため、その対策も継続性、合理性及び多様性が求められる。したがって、実践的な災害対策を推進するため、自然科学や社会科学などの分野について総合的かつ効果的な調査研究を継続的に実施して実践的な災害対策推進に資する。

第1 被害想定に関する調査研究

第2 風水害対策に関する調査研究

第3 調査研究成果の提供

第1 被害想定に関する調査研究【危機管理担当】

風水害対策計画の基礎となる被害想定に関する調査研究を継続的に実施する。

風水害は、市近傍における大雨による内水氾濫、あるいは各河川流域における大雨による外水氾濫によって生じる。したがって、氾濫対象河川とその氾濫条件、氾濫規模等についての調査研究、並びに市域の雨水排水能力、及び浸水域の諸建物、施設等の浸水可能性等に関する調査研究を組み合わせることで、市域の被害を想定する。

1 河川氾濫に関する調査研究

研究機関等の研究成果を適宜選択して利用し、市周辺において想定される河川氾濫及びそれに伴う市域の浸水の様相などについての最新の知見を調査研究する。

2 市域の地区別災害危険性に関する調査研究

前項における研究成果に、市内の建物施設等のデータを当てはめて、地区の災害危険性を把握する。

3 洪水被害想定に関する調査研究

前2項を組み合わせ、氾濫対象河川ごとの市域の被害を想定する。

第2 風水害対策に関する調査研究【危機管理担当】

被害想定に基づき、主として次の対策事項について調査研究する。

1 水防対策に関する調査研究

2 避難住民の安全確保に関する調査研究

3 効果的な緊急輸送に関する調査研究

4 災害情報の伝達等に関する調査研究

第3 調査研究成果の提供【危機管理担当】

被害想定及び災害対策に関する調査研究によって得られた成果は適宜、地区別防災カルテ、洪水ハザードマップ等の形式によって市民に情報提供を図る。

第2章

風水害応急対策計画

第2章 風水害応急対策計画

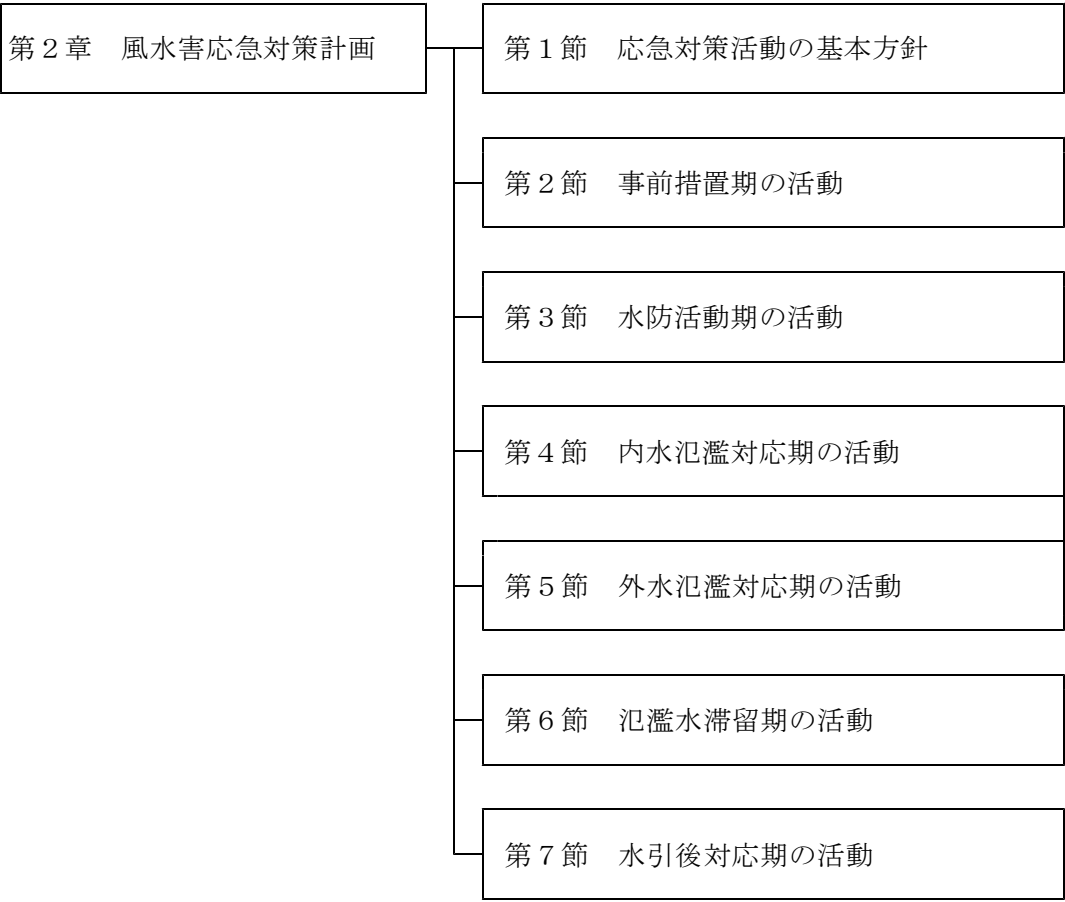
中川低地に所在する本市周辺には大小数多くの河川が流れており、風水害の脅威は地理的な宿命である。

これに対処するための市の応急対策は、大きく、水害の発生を防止・局限する水防活動と、水害の発生に伴う被災地域から住民を安全に避難させ、生活再建につなげるための活動の二つで構成し、両者を有機的に組み合わせて効果的な対応を目指す。

本章は、風水害のおそれが生じた段階から、浸水の規模が増大して行き、やがて滞水が終結するまでを、6段階に分け、事態の推移に応じた計画を示す。

各対応の内容及び事態は目安であって当座の状況に応じて適宜前後し、重複し、あるいは変更することもあるので、弾力的な対応が必要である。

《 施策の体系 》



第 1 節 応急対策活動の基本方針

風水害の発生に際しては、「事前措置期」、「水防活動期」、「内水氾濫対応期」、「外水氾濫対応期」、「氾濫水滞留期」、「水引後対応期」の 6 段階に事態区分を設定し、それぞれの活動目的を明確にした配備体制とする。

《 応急対策活動の基本方針に係る事項 》

第 1 活 動 の 目 標

第 2 応急対策活動の区分

第 3 体制の種類と発令基準等

第 4 水防本部

第 5 災害対策本部

第 6 動員計画

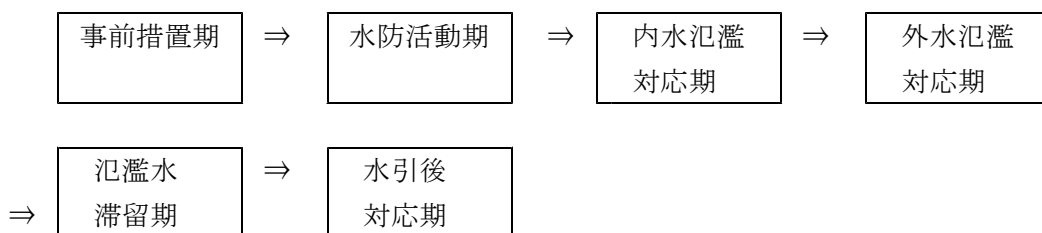
第1 活動の目標

風水害の発生時における、水防活動、職員の動員、災害対策本部の設置、運営を迅速かつ適切に行い、市の活動体制を整えるとともに、災害規模と事態推移に応じた応急活動を実施して被害の拡大を防止又は局限する。

また、自衛隊災害派遣部隊、緊急消防援助隊及び埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）等の広域応援部隊と連携を密にして、被災地域における速やかな救助、救出活動の実施に努める。

第2 応急対策活動の区分

発災に伴う応急対策の実施に際しては、次に示す事態区分により被災状況の推移に応じて求められる応急対策を、迅速かつ適切に実施するよう努める。



（上記の一連の推移はあくまで目安であり、災害状況に応じて弾力的に対応する。）

また、上記の各期をまたいで継続し、あるいは次第に重点を移行するような活動に関しては、その初出の項において、ある程度全体が見通せるように記述する。